

2019年6月

お客さま各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

「約款・規定集」、「投資信託約款規程集」、「MUF Gファンドラップに関する取引規程」、
「資産運用口座約款規定集」の改訂について

債権法改正、平成31年度税制改正等を反映し、「約款・規定集」、「投資信託約款規程集」、「MUF Gファンドラップに関する取引規程」、「資産運用口座約款規定集」を改訂いたしますのでお知らせいたします。

1. 改訂対象および変更内容

対象		変更内容
約款・規定集	特定口座に係る上場株式等保管委託約款	債権法改正に伴う改訂
	特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	
投資信託約款規程集	投資信託振替決済口座管理規程	債権法改正に伴う改訂
	特定口座に係る上場株式等保管委託約款	
	特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	
	非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款	平成31年度税制改正

改訂後の「約款・規定集」「投資信託約款規程集」は次ページ以降をご参照ください。

※「MUF Gファンドラップ」および「資産運用口座」につきましては、お取引店へお問い合わせください。

2. 改定日

2019年6月15日（土）

【お問い合わせ先】

お取引店（受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日等を除く））

以上

2019年6月

約款・規定集

目 次

〔約款〕

指定金銭信託約款	2
指定金銭信託（1ヵ月据置型）約款	14
特定口座に係る上場株式等保管委託約款	22
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	25

〔規定〕

総合口座取引規定	28
自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定 （自動解約入金方式）	36
自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定 （自動継続）	42
自由金利型定期預金規定	48
自動継続自由金利型定期預金規定	53
変動金利定期預金「スプリング」規定 （自動解約入金方式）	58
変動金利定期預金「スプリング」規定 （自動継続）	64
変動金利定期預金「グロウイング」規定 （自動解約入金方式）	70
変動金利定期預金「グロウイング」規定 （自動継続）	75
変動金利定期預金（法人用）規定 （自動解約入金方式）	81
変動金利定期預金（法人用）規定 （自動継続）	87
保護預り規定兼振替決済口座管理規定 （国債等公共債）	93
普通預金規定	100
普通預金（無利息型）規定	106
キャッシュカード規定	107
ICキャッシュカード特約	112

〔約款〕

指定金銭信託約款

第1条（信託目的・追加信託・証券類の受入れ等）

- (1) 委託者は、この証書面（通帳式の場合通帳）記載の金銭を受益者のために利殖する目的で信託し、当社は受託者としてこれを引受けました。
- (2) 委託者は、当社の承諾を得ていつでもこの信託に金銭を追加することができます（以下この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」とします。）。
- (3) 当社が信託金を受入れた日を信託契約日または追加信託日とします。
- (4) 小切手その他の証券類により受入れたときは、その証券類が決済された日を信託契約日または追加信託日とします。受入れた証券類が不渡りとなったときは信託金にはなりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換に（通帳式の場合通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ）、受入店で返却します。

第2条（信託期間）

- (1) 信託契約の期間は、信託契約日に始まり、証書面（通帳式の場合通帳）記載の信託財産交付日の前日（以下「信託期間満了日」とします。）をもって終わります。なお、信託期間は、委託者および受益者のお申出により延長することができます。
- (2) 追加信託がなされたときに、その追加信託日から信託期間満了日までの期間が2年に満たない場合には、信託期間満了日は、前項にかかわらずその追加信託日から2年間延長されます。その後追加信託がなされたときにも同様とします。
ただし、第11条第1項第4号に定める収益金を追加する場合は、この限りではありません。
- (3) この信託契約は、信託期間満了日より前に解約できません。
ただし、やむを得ないご事情のため委託者のご同意を得て受益者から全部または一部の解約のお申出があり、当社でこれを認めるときは全部または一部の解約に応ずることがあります。
- (4) 前項のお申出は、委託者の死亡の後には、受益者だけでできます。

第3条（運用）

- (1) 当社は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産（「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。）の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用します。
 - ① 貸付金、割引手形
 - ② 国債、地方債、社債（社債の引受権を表示する証書を含みます。）、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券
 - ③ 預金、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
 - ④ コマーシャルペーパーその他の有価証券
 - ⑤ 信託受益権および信託受益証券（当社を受託者とするものを含みます。）
 - ⑥ 株式（新株予約権証券を含みます。）および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - ⑦ 不動産
 - ⑧ 前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
 - ⑨ 前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産
- (2) 当社は、信託財産に属する有価証券を、貸付に運用することができます。この貸付によって取得した金銭は信託財産に属します。
- (3) 当社は、信託財産の価格変動および為替変動に備えまたはその効

率的な運用に資するため、有価証券・通貨・金利・信用に係る先物取引、指数先物取引、オプション取引およびスワップ取引等（外国為替の売買予約を含みます。）を行うことができます。

- (4) 当社は、信託財産を担保に供して借入をすることができます。この借入金は信託財産に属します。
- (5) 当社は、必要があると当社が認めた場合には、信託財産に属する貸付金等とこの信託の信託財産に属さない債務との相殺をし、または当該貸付金等の借り主と相殺の約定（借り主からの相殺の約定を含みます。）をすることができます。

第3条の2（当社等との取引）

- (1) 当社は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（以下「兼営法施行規則」とします。）第23条第3項第2号ニに定める場合に該当するときは、信託財産を当社の銀行勘定に運用することができます。この場合、当社は当社店頭に表示（掲示、備置等による方法を含みます。以下同じ。）する利率で付利します。
- (2) 当社は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、貸付、貸付金の売買取引、コールローン、第3条第2項および第3項に掲げる取引、為替取引および有価証券の売買取引等信託財産の運用に必要な取引（有価証券等の売買取引の委託を含みます。）を、当社の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当社が第三者の代理人となって行う取引を行う場合も含みます。）、当社の利害関係人、第5条の2に定める委託先または他の信託財産との間で行うことができます。
- (3) 前項に定める利害関係人とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」とします。）第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める利害関係人をいい、兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第22条第2項により読み替えられる場合を含みます。以下同じ。

第3条の3（競合行為）

- (1) 当社は、当社が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為（以下「競合行為」とします。）について、当社の銀行勘定または当社の利害関係人の計算で行うことができるものとしします。
- (2) 当社は前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとしします。
- (3) 第1項の定めにかかわらず、当社は同項の競合行為が法令に違反する場合には、これを行わないものとしします。

第4条（合同運用）

- (1) 当社は、信託財産を運用方法を同じくする他の信託財産と合同して運用します。
- (2) 前項に基づき合同して運用した信託財産（以下「合同運用財産」とします。）について生じた損益は、第11条および第12条に定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。
- (3) 合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかる信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料を閲覧または謄写することができるものとしします。

第4条の2（合同運用財産の統合）

- (1) 当社は、合同運用財産を、信託目的および運用方法を同じくする他の信託契約に係る合同運用財産と統合することがあります。

ただし、合同運用財産の統合は、収益金の分配額が、統合により減少しない場合に限るものとします。

- (2) 当社は、前項に基づき合同運用財産の統合を行うときは、合同運用財産の統合がなされる旨、統合する合同運用財産の内容および統合期日、ならびに統合について異議のある委託者または受益者は一定期間内（1ヵ月以上とします）にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その統合を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます。
- (4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

第5条（信託の登記・登録の留保等）

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、当社は速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録するとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (4) 動産（金銭を除く）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第5条の2（信託業務の委託）

- (1) 当社は、次の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者（当社の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。
 - ① **信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務** 金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者
 - ② **信託財産に属する貸付金および貸付金の担保物の管理および回収ならびにこれに付随する業務** 法務大臣の許可を受けた債権回収会社
- (2) 当社は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から次に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
 - ① 委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。
 - ② 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 - ③ 委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- (3) 当社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、第1項に掲げる者が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを確認するものとします。
- (4) 当社は、第1項に定める当社の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、市場水準等に照らし公正と認められる条件により行う

ことができます。

- (5) 前4項にかかわらず、当社は以下の業務を、当社が適当と認める者（当社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
- ①信託財産の保存にかかる業務
 - ②信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ③当社（当社から指図の権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により委託先が行う業務
 - ④当社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第6条（元本補てん・利益補足・予定配当率）

- (1) 当社は、貸付先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託金の元本に万一欠損が生じた場合、信託終了のときに完全にこれを補てんいたします。当社が補てんする欠損は、信託法第13条に定める一般に公正妥当と認められる会計の慣行および本約款第11条の規定に基づき計算された信託終了時の欠損をいいます。ただし、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当社に対する与信等に係る損失は、当該欠損額から控除します。
- (2) 当社は、金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間等に応じて予定配当率を決定し、当社店頭に表示することにより受益者に示します。
- (3) 当社は、利益の補足を行いません。したがって、受益者に示した前項の予定配当率は、これを保証するものではありません。

第6条の2（信託の分割等）

当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当社は、預金保険法の保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に該当する受益権（以下「付保受益権」とします。）の受益者に対する元本補てんの履行、および保険事故等が発生した後の信託目的を達成するための事務を円滑に行うことを目的として、本信託受益者の利益に資する条件を定める限りにおいて当社の判断により信託を分割することができるものとし、当該分割は当社の定める時点において効力を生じるものとします。この場合、当社は、信託分割における主要な事項について、インターネットの利用その他の一般に周知する方法として適切な手段と考えられる方法により事前に公表するほか、遅滞なく通知または公告を行うものとします。また、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合において、この信託または分割により新設された信託について、清算することが受益者の利益に資するものと当社が判断したときには、信託を終了することとします。

第7条（租税・事務処理費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。

第8条（信託の終了事由）

この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。

- ①第2条第1項および第2項に定める信託期間の満了（以下「期間満了による信託の終了」とします。）
- ②第2条第3項ただし書に定める全部の解約（以下「解約による信託の終了」とします。）
- ③第4条の2第3項および第17条第3項に定める解約（以下「異議による信託の終了」とします。）
- ④第9条第1項に定める解約（以下「反社会的勢力の排除に伴う信託の終了」とします。）

第9条（反社会的勢力の排除）

- (1) 当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。
- ① 委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下本条において同じ。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (2) 委託者は、第16条にもとづく受益者の指定または変更もしくは第18条にもとづく受益権の譲渡、質入に際し、第1項第2号のいずれかに該当する者、もしくは第1項第3号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、受益者の指定または変更ならびに受益権の譲渡または質入れを行ってはならないものとします。

第10条（収益金の計算日・計算期間）

この信託は、毎年3月・9月の各25日（以下「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を以下「計算期間」とします。）および信託終了日において、第11条および第12条に定める方法により受益者の収益金を計算します。

第11条（利益処分・信託報酬・収益金分配等）

- (1) 計算期日に合同運用財産について生じた計算期間中の利益は、次の順序により処理します。
- ① 合同運用財産に属するそれぞれの信託金の元本につき、第2項に定める信託報酬率により計算される信託報酬（ただし、円未満の端数は切り捨てます。）と第7条に定めるその他の諸経費を当該計算期日に控除します。
 - ② 合同運用財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
 - ③ 当該計算期日における合同運用財産での貸付金等の残高に対し1000分の3以内の割合で当社が決定する率により計算される金額を、貸付金等の貸倒れに備える目的で債権償却準備金に繰入れます。なお、この債権償却準備金は翌計算期間において利益に戻入れます。
 - ④ 前各号の処理をした後の残額（以下「総収益額」とします。）は合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者に対する収益金と

して分配します。分配に当っては、当該計算期日の翌日以降に受益者があらかじめ指定した方法により金銭で支払います。なお、収益金の支払日が当該計算期日の翌々日以降となった場合も、その収益金については付利しません。

- (2) 信託報酬率は、総収益額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額（当社が前回計算期日の翌日（ただし、前回計算期日の翌日以降受入れた信託金については、その受入日）に示した各受益者ごとの予定配当率と当該計算期間中の信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算される額。以下同じ。）の合計額とが同額となるよう決定されます。

ただし、信託報酬率は年8.0パーセントを上限、年0.01パーセントを下限とします。

- (3) 前条の収益金の計算に当っては、まず合同運用財産についての総収益額を確定し、その総収益額を各受益者の予定配当額で按分比例して分配します。

第12条（信託財産の交付）

- (1) 期間満了による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの日数、前回計算期日の翌日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により収益金の額を計算し、信託期間満了日の翌日以降に、信託金の元本とともに受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

- (2) 期間満了による信託の終了の場合、お支払のお申出が信託期間満了日の翌々日以降になされたときの信託期間満了日の翌日からお申出日の前日までの収益金（以下「期日後収益」とします。）については予定配当率に代えて、お申出日に、当社店頭に表示する普通預金利率により計算して受益者が指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。

ただし、当該お申出が信託期間満了日の翌日以降初めて到来する計算期日の翌日以降になされた場合の期日後収益は、信託期間満了日の翌日から当該計算期日までの期間については、当該計算期日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該計算期日の翌日以降に、当該計算期日の翌日からお申出日の前日までの期間については、当該お申出日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該お申出日に、それぞれ受益者の指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。

- (3) 解約による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。）からお申出日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日からお申出日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料（ただし、信託契約日からお申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。）を差引いた後の残額を、解約のお申出日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

- (4) 反社会的勢力の排除に伴う信託の終了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。）から解約日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から解約日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元

本の合計額から、前項に定める解約手数料と同額の解約調整金（ただし、信託契約日から解約日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。）を差引いた後の残額を、解約日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

- (5) 反社会的勢力の排除に伴う信託の終了の場合で、解約日が信託期間満了日の翌々日以降の場合の期日後収益については予定配当率に代えて、解約日に、当社店頭に表示する普通預金利率により計算して受益者が指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。

ただし、当該解約日が信託期間満了日の翌日以降初めて到来する計算期日の翌日以降の場合の期日後収益は、信託期間満了日の翌日から当該計算期日までの期間については、当該計算期日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該計算期日の翌日以降に、当該計算期日の翌日から解約日の前日までの期間については、当該解約日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該解約日に、それぞれ受益者の指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。

- (6) 前各項の収益金の額は、各項の定めにかかわらず、当該信託金の受益者に帰属すべき金額（それぞれのお申出日において第11条の定めにした方法により計算した場合に求められる金額）を限度とします。

- (7) 信託期間満了日前に受益者から一部の解約のお申出があり当社がこれを認めた場合には、お申出日に、お申出の額から解約手数料を差引いた後の残額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

なお、その後信託が終了した場合で、信託契約日以降に生じた税引後の収益金の額が既に差引いた解約手数料の額を下回るときは、その差額を信託終了日以降に受益者に金銭で返戻します。

- (8) 異議による信託の終了の場合、お申出日に第3項に定める方法により支払います。ただし、当社が認めるときは、解約手数料を差引かないことがあります。

- (9) 第3項、第7項および第8項の解約手数料は、それぞれのお申出日に当社店頭に表示する解約手数料とします。なお、解約手数料は、金融情勢の変動等により変更されることがあります。

- (10) 第3項、第7項および第8項の解約手数料ならびに第4項の解約調整金は、各項に定める方法によらず、別途の方法で受益者から受領することもできます。

- (11) 第1項、第3項、第4項、第5項、第7項および第8項の信託の終了の際には、証書裏面の受取欄もしくは当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください（通帳式の場合、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。）。

なお、第4項および第5項の信託の終了の場合には、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第13条（受益者への報告事項）

- (1) 当社は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ当該各号に掲げる方法により受益者に報告し、または受益者の閲覧に供します。

① 削除

② 信託終了時の最終計算を記載した書面 受益者への交付

③ 兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書および信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料 当社店頭での書面の備置き、閲覧（なお、受益者から

照会があった場合には当社がすみやかに回答するものとします。)

- ④兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と当社の銀行勘定、当社の利害関係人、第5条の2第1項に定める委託先または他の信託財産との取引の状況を記載した書面および信託法第31条第1項各号に定める行為についての重要な事実を記載した書面 当社店頭での書類の備置き、閲覧（なお、受益者から照会があった場合には当社がすみやかに回答するものとします。)
- (2) 当社は、前項第3号の備置きにより、信託法第37条第3項の報告に代えるものとします。
- (3) 当社は、第1項第4号の備置きにより、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。
- (4) 受益者は、信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (5) 委託者と受益者が異なる場合において、当社は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。
- (6) 当社は、この信託約款に定めのあるもののほかは、受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第14条（善管注意義務）

- (1) 当社は、この信託契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、信託財産について生じた一切の損害について責任を負いません。
- (2) 当社がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。
- (3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると当社が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当社が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でない当社が認める場合は、この限りではありません。

第15条（権利の消滅）

- (1) この信託について長期間お取引がない場合、当社は、この信託の信託財産（以下本条から第15条の3までにおいて「信託財産」といいます。）を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の休眠預金等とは、信託財産に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第15条の2から第15条の3によります。
- (4) なお、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に該当せず、受益者が信託期間満了日の後10年間当社に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、信託財産は当社に帰属するものとします。

第15条の2（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) 信託財産について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、信託財産に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当社が受益者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が受益者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が受益者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り、当該通知が発した日とします。
 - ④信託財産が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に定める事由のみをいうものとし、信託財産に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ①信託期間の末日
 - ②法令または契約に基づく信託金の追加または信託財産の交付が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が信託金の追加または信託財産の交付の予定を把握することができるものに限り、当該信託金の追加または信託財産の交付が行われた日もしくは当該信託金の追加または信託財産の交付が行われないことが確定した日

第15条の3（休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任）

- (1) 受益者は、第15条第1項に定める場合、当社を通じてこの信託財産に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、受益者は、当社に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 受益者は、第15条第1項に定める場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
 - ①信託財産に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ②信託財産に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、受益者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当社が信託財産に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②前項にもとづく取扱いを行う場合には、受益者が当社に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって支払うこと

第16条（受益者・受託者の変更等）

- (1) 委託者は、当社の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。
- (2) 受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (3) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して

何ら権利を有しないものとします。

- (4) この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

第17条（信託約款の変更）

- (1) 当社は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得てまたは委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できます。
- (2) 当社は、金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内（1ヵ月以上とします）にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます（受益者が当社に対し受益権の買取請求を行った場合にも、解約手続をもってこれに替えるものとします）。
- (4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。
- (5) この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第18条（譲渡・質入）

- (1) この信託の受益権は、当社の承諾がなければ譲渡または質入することはできません。
- (2) 当社が、やむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当社所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款に同意することを条件とします。

第19条（印鑑届出・印鑑照合）

- (1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者のご印鑑は、委託者からあらかじめ取扱店に届出てください。
- (2) 当社が、この信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第20条（届出事項の変更、証書等の再発行等）

- (1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに取扱店にお申出のうへ、当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- ① 信託証書、通帳または印章の喪失
 - ② 印章、名称、住所その他の届出事項の変更
 - ③ 委託者、受益者、委託者または受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の異動
- (2) 前項第3号に定める行為能力の変動とは、次の各号の場合をいいます。
- ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合
 - ③ 前2号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合

- (3) 第1項の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いまたは信託証書（通帳式の場合通帳）の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 信託証書（通帳式の場合通帳）を再発行する場合には、当社店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

第20条の2（通知のみなし到達）

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 前項の規定は、当社が委託者、その相続人または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

第21条（受益債権の相殺等）

- (1) 当社は、信託財産交付日が未到来であっても、受益者と別に約定した場合には、その定めにしたがい、この信託の受益債権と当社のその受益者に対する貸付金等の債権（この信託の信託財産に属さない債権を含みます。以下同じ。）とを相殺することができます。また、相殺によらず、この信託を解約し解約金を債権の弁済に充当することもできます。この場合の手続き、計算方法等については別に約定した定めにしたがいます。
- (2) 受益者は、信託財産交付日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り当該相殺金額について信託金の元本に係る受益債権と当該債務とを相殺することができます。なお、受益債権に受益者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で受益者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

また、受益者が相殺の対象とする当社に対する借入金等の債務が銀行勘定からの債務である場合、受託者たる当社が相殺対象となった受益債権を代位取得するものとし、当社は当該受益債権と銀行勘定貸その他信託財産からの債務との相殺を行いません。

- (3) 前項により受益者から相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書（または通帳）は届出の印章により押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この受益債権で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には、受益者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (4) 第2項により受益者から相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとし、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清

算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。

- (5) 第2項により受益者から相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第22条（新法の適用・引用条文等の変更）

- (1) この信託には新法（信託法（平成18年法律第108号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号））による改正後の法律が適用されるものとします。
- (2) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

以 上

指定金銭信託（1ヵ月据置型）約款

第1条（信託目的・追加信託・証券類の受入れ等）

- (1) 委託者は、この証書面（通帳式の場合通帳）記載の金銭（以下この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」とします。）を受益者のために利殖する目的で信託し、当社は受託者としてこれを引受けました。
- (2) この信託には、第11条第1項第3号に定める収益金を除き、金銭を追加することができません（通帳式の場合、金銭を受入れるつど、新規の信託契約を締結し、この通帳に記載します。）。
- (3) 当社が信託金を受入れた日を信託契約日とします。
- (4) 小切手その他の証券類により受入れたときは、その証券類が決済された日を信託契約日とします。受入れた証券類が不渡りとなったときは信託金にはなりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換に（通帳式の場合通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ）、受入店で返却します。

第2条（信託期間・据置期間）

- (1) 信託契約の期間は、信託契約日に始まり、次項に定める据置期間経過後で、委託者のご同意を得て受益者から全部の解約のお申出があった日をもって終わります。
- (2) この信託契約は、信託契約日から1ヵ月後の応当日の前日までを据置期間とし、この期間中解約できません。ただし、やむを得ないご事情のため委託者のご同意を得て受益者から全部または一部の解約のお申出があり、当社でこれを認めたときは全部または一部の解約に応ずることがあります。
- (3) 前各項のお申出は、委託者の死亡の後には、受益者だけでできます。

第3条（運用）

- (1) 当社は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産（「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。）の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用します。
 - ①貸付金、割引手形
 - ②国債、地方債、社債（社債の引受権を表示する証書を含みます。）、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券
 - ③預金、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
 - ④コマーシャルペーパーその他の有価証券
 - ⑤信託受益権および信託受益証券（当社を受託者とするものを含みます。）
 - ⑥株式（新株予約権証券を含みます。）および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - ⑦不動産
 - ⑧前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
 - ⑨前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産
- (2) 当社は、信託財産に属する有価証券を、貸付に運用することができます。この貸付によって取得した金銭は信託財産に属します。
- (3) 当社は、信託財産の価格変動および為替変動に備えまたはその効率的な運用に資するため、有価証券・通貨・金利・信用に係る先物取引、指数先物取引、オプション取引およびスワップ取引等（外国為替の売買予約を含みます。）を行うことができます。
- (4) 当社は、信託財産を担保に供して借入をすることができます。この借入金は信託財産に属します。

第3条の2（当社等との取引）

- (1) 当社は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（以下「兼営法施行規則」とします。）第23条第3項第2号ニに定める場合に該当するときは、信託財産を当社の銀行勘定に運用することができます。この場合、当社は当社店頭に表示（掲示、備置等による方法を含みます。以下同じ。）する利率で付利します。
- (2) 当社は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、貸付、貸付金の売買取引、コールローン、第3条第2項および第3項に掲げる取引、為替取引および有価証券の売買取引等信託財産の運用に必要な取引（有価証券等の売買取引の委託を含みます。）を、当社の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当社が第三者の代理人となって行う取引を行う場合も含みます。）、当社の利害関係人、第5条の2に定める委託先または他の信託財産との間で行うことができます。
- (3) 前項に定める利害関係人とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」とします。）第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める利害関係人をいい、兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第22条第2項により読み替えられる場合を含みます。以下同じ。

第3条の3（競合行為）

- (1) 当社は、当社が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為（以下「競合行為」とします。）について、当社の銀行勘定または当社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。
- (2) 当社は前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- (3) 第1項の定めにかかわらず、当社は同項の競合行為が法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第4条（合同運用）

- (1) 当社は、信託財産を運用方法を同じくする他の信託財産と合同して運用します。
- (2) 前項に基づき合同して運用した信託財産（以下「合同運用財産」とします。）について生じた損益は、第11条および第12条に定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。
- (3) 合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかる信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料の交付を受けることができるものとします。

第4条の2（合同運用財産の統合）

- (1) 当社は、合同運用財産を、信託目的および運用方法を同じくする他の信託契約に係る合同運用財産と統合することがあります。
ただし、合同運用財産の統合は、収益金の分配額が、統合により減少しない場合に限るものとします。
- (2) 当社は、前項に基づき合同運用財産の統合を行うときは、合同運用財産の統合がなされる旨、統合する合同運用財産の内容および統合期日、ならびに統合について異議のある委託者または受益者は一定期間内（1ヵ月以上とします）にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その統合を承諾したものとみなします。委託者または

受益者が異議を述べた場合には、第2条第2項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます。

(4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

第5条（信託の登記・登録の留保等）

(1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、当社は速やかに登記または登録をするものとします。

(3) 信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(4) 動産（金銭を除く）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第5条の2（信託業務の委託）

(1) 当社は、次の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者（当社の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。

① **信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務** 金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者

② **信託財産に属する貸付金および貸付金の担保物の管理および回収ならびにこれに付随する業務** 法務大臣の許可を受けた債権回収会社

(2) 当社は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から次に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。

① 委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。

② 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。

③ 委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。

(3) 当社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、第1項に掲げる者が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを確認するものとします。

(4) 当社は、第1項に定める当社の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、市場水準等に照らし公正と認められる条件により行うことができます。

(5) 前4項にかかわらず、当社は以下の業務を、当社が適当と認める者（当社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

① 信託財産の保存にかかる業務

② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

③ 当社（当社から指図の権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により委託先が行う業務

④当社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第6条（元本補てん・利益補足・予定配当率）

- (1) 当社は、貸付先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、信託金の元本に万一欠損が生じた場合も、これを補てんいたしません。
- (2) 当社は、金融情勢等を勘案のうえ、予定配当率を決定し、当社店頭に表示することにより受益者に示します。なお、当社は予定配当率を計算期間中の当社所定の日において見直します。
- (3) 当社は、利益の補足を行いません。したがって、受益者に示した前項の予定配当率は、これを保証するものではありません。

第7条（租税・事務処理費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。

第8条（信託の終了事由）

この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。

- ①第2条第1項に定める据置期間経過後の全部の解約（以下「据置期間経過後の全部解約による信託の終了」とします。）
- ②第2条第2項ただし書に定める据置期間中の全部の解約（以下「据置期間中の全部解約による信託の終了」とします。）
- ③第4条の2第3項および第17条第3項に定める解約（以下「異議による信託の終了」とします。）
- ④第9条第1項に定める解約（以下「反社会的勢力の排除に伴う信託の終了」とします。）

第9条（反社会的勢力の排除）

(1) 当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。

- ①委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下本条において同じ。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (2) 委託者は、第16条にもとづく受益者の指定または変更もしくは第18条にもとづく受益権の譲渡、質入に際しては、第1項第2号のいずれかに該当する者、もしくは第1項第3号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、

受益者の指定または変更ならびに受益権の譲渡または質入れを行ってはならないものとします。

第10条（収益金の計算日・計算期間）

この信託は、毎年3月・9月の各25日（以下「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を以下「計算期間」とします。）および信託終了日において、第11条および第12条に定める方法により受益者の収益金を計算します。

第11条（利益処分・信託報酬・収益金分配等）

(1) 計算期日に合同運用財産について生じた計算期間中の利益は、次の順序により処理します。

- ① 合同運用財産に属するそれぞれの信託金の元本につき、第2項に定める信託報酬率により計算される信託報酬（ただし、円未満の端数は切り捨てます。）と第7条に定めるその他の諸経費を当該計算期日に控除します。
- ② 合同運用財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
- ③ 前各号の処理をした後の残額（以下「総収益額」とします。）は合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者に対する収益金として分配します。分配に当っては、当該計算期日の翌日以降に受益者があらかじめ指定した方法により金銭で支払います。なお、収益金の支払日が当該計算期日の翌々日以降となった場合も、その収益金については付利しません。

(2) 信託報酬率は、総収益額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額（当社が前回計算期日の翌日（ただし、前回計算期日の翌日以降受入れた信託金については、その受入日）以降示した各受益者ごとの予定配当率と当該計算期間中の信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算される額。以下同じ。）の合計額とが同額となるよう決定されます。

ただし、信託報酬率は年8.0パーセントを上限、年0.01パーセントを下限とします。

(3) 前条の収益金の計算に当っては、まず合同運用財産についての総収益額を確定し、その総収益額を各受益者の予定配当額で按分比例して分配します。

第12条（信託財産の交付）

(1) 据置期間経過後の全部解約による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下同じ。）からお申出日の前日までの日数、前回計算期日の翌日以降当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日からお申出日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により収益金の額を計算し、お申出日に、信託金の元本とともに受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

(2) 据置期間中の全部解約による信託の終了の場合、前項に定める方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料（ただし、信託契約日からお申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。）を差引いた後の残額を、解約のお申出日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

(3) 反社会的勢力の排除に伴う信託の終了の場合で、据置期間経過後の解約による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数、前回計算期日の翌日以降

当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から解約日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により収益金の額を計算し、解約日に、信託金の元本とともに受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

- (4) 反社会的勢力の排除に伴う信託の終了の場合で、据置期間中の解約による信託の終了の場合、前項に定める方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、第2項に定める解約手数料と同額の解約調整金（ただし、信託契約日から解約日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。）を差引いた後の残額を、解約日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (5) 前各項の収益金の額は、各項の定めにかかわらず、当該信託金の受益者に帰属すべき金額（それぞれのお申出日において第11条の定めにした方法により計算した場合に求められる金額）を限度とします。
- (6) 据置期間経過後に受益者から一部の解約のお申出があった場合には、お申出日に、お申出の額を受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (7) 据置期間中に受益者から一部の解約のお申出があり当社がこれを認めた場合には、お申出日に、お申出の額から解約手数料を差引いた後の残額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
なお、その後信託が終了した場合で、信託契約日以降に生じた税引後の収益金の額が既に差引いた解約手数料の額を下回るときは、その差額を信託終了日に受益者に金銭で返戻します。
- (8) 異議による信託の終了の場合、お申出日に第2項に定める方法により支払います。ただし、当社が認めるときは、解約手数料を差引かないことがあります。
- (9) 第2項、第7項および第8項の解約手数料は、それぞれのお申出日に当社店頭に表示する解約手数料とします。なお、解約手数料は、金融情勢の変動等により変更されることがあります。
- (10) 第2項、第7項および第8項の解約手数料ならびに第4項の解約調整金は、各項に定める方法によらず、別途の方法で受益者から受領することもできます。
- (11) 第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第7項および第8項の信託の終了の際には、証書裏面の受取欄もしくは当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください（通帳式の場合、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。）。
なお、第3項および第4項の信託の終了の場合には、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第13条（受益者への報告事項）

- (1) 当社は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ当該各号に掲げる方法により受益者に報告します。
 - ① 削除
 - ② 信託終了時の最終計算を記載した書面 受益者への交付
 - ③ 兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書および信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料 受益者への交付
 - ④ 兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と当社の銀行勘定、当社の利害関係人、第5条の2第1項に定める

委託先または他の信託財産との取引の状況を記載した書面および信託法第31条第1項各号に定める行為についての重要な事実を記載した書面 受益者への交付

- (2) 受益者は、信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (3) 委託者と受益者が異なる場合において、当社は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。
- (4) 受託者は、この信託約款に定めのあるもののほかは、受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第14条（善管注意義務）

- (1) 当社は、この信託契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、信託財産について生じた一切の損害について責任を負いません。
- (2) 当社がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。
- (3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると当社が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当社が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でない当社が認める場合は、この限りではありません。

第15条（権利の消滅）

受益者が据置期間終了日の後10年間当社に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は当社に帰属します。

第16条（受益者・受託者の変更等）

- (1) 委託者は、当社の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。
- (2) 受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (3) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。
- (4) この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

第17条（信託約款の変更）

- (1) 当社は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得てまたは委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できます。
- (2) 当社は、金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内（1ヵ月以上とします）にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第2条第2項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます（受益者が当社に対し受益権の買取請求を行った場合にも、解約手続をもってこれに替えるものとします。）。
- (4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

(5) この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第18条（譲渡・質入）

(1) この信託の受益権は、当社の承諾がなければ譲渡または質入することはできません。

(2) 当社が、やむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当社所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款に同意することを条件とします。

第19条（印鑑届出・印鑑照合）

(1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者のご印鑑は、委託者からあらかじめ取扱店に届出てください。

(2) 当社が、この信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第20条（届出事項の変更、証書等の再発行等）

(1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに取扱店にお申出のうえ、当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

①信託証書、通帳または印章の喪失

②印章、名称、住所その他の届出事項の変更

③委託者、受益者、委託者または受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の異動

(2) 前項第3号に定める行為能力の変動とは、次の各号の場合をいいます。

①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合

③前2号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合

(3) 第1項の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いまたは信託証書（通帳式の場合通帳）の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 信託証書（通帳式の場合通帳）を再発行する場合には、当社店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

第21条（通知のみなし到達）

(1) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(2) 前項の規定は、当社が委託者、その相続人または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

第22条（新法の適用・引用条文等の変更）

(1) この信託には新法（信託法（平成18年法律第108号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号））による改正後の法律が適用されるものとします。

(2) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

以上

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

お客様が当社に特定口座の開設を申し込むにあたっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

3 お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

4 お客様は、当社に対し複数の特定口座を開設することはできません。

5 お客様に住所変更、住居表示変更、改姓名、取扱店舗変更、個人番号変更があった場合は、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

当社は、上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第4条（所得金額の計算）

当社は、特定口座における上場株式等の譲渡損益計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。ただし、お客様がすでに一般口座で保有している上場株式等は特定口座に移管できません。また、お客様が一般口座で保有している上場株式等を課税預りとして追加購入する場合、一般口座での購入となります。

①特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

②当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口

座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

- ③当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得した上場株式等
- ④お客様が、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ⑤特定口座内保管上場株式等につき、投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑥お客様が、特定口座内保管上場株式等について生じた次に掲げる事由により取得した上場株式等で、当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - イ 投資信託の併合
 - ロ その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第7条（源泉徴収）

当社は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。その場合、譲渡損益にかかる税金及び還付金は、以下の通りといたします。

- ①投資信託においては、投資信託振替決済口座設定申込書にて当社に届け出済みの投信決済口座において引落とし、または入金いたします。
- ②MUFGファンドラップにおいては、投信決済口座にはファンドラップ預り金管理口座を含みます。
- ③公共債、資産運用口座においては、別途締結している契約に基づき、指定の決済口座において引落とし、または入金いたします。

2 上場株式等の譲渡を外貨決済により行った場合の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第8条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）②に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定

めるところにより行います。

第10条（相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）④に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第三号又は第四号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

第11条（年間取引報告書等の送付）

当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。

2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。

3 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

4 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。

第12条（特定口座に係る事務）

特定口座に関する事項の細目については、関係法令及びこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第13条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ②租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

第14条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第15条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。

以 上

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。

- ①租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- ②租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- ③租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日（決算日）までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。提出した場合、配当等と譲渡損失との損益通算にかかる還付金は、以下の通り入金いたします。

- ①投資信託においては、当社に届け出済みの投信決済口座
- ②公共債、資産運用口座においては、別途締結している契約に基づく指定の決済口座

2 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日（決算日）までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37

条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- ②お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

第7条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。

以 上

〔規定〕

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各号の取引は、総合口座通帳（以下「通帳」という。）により総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。
 - ①普通預金（普通預金（無利息型）を含む。以下同じ。）
 - ②指定金銭信託（貸付信託収益金積立口）（以下「収益口金銭信託」という。）
 - ③指定金銭信託（1ヵ月据置型）（以下「ヒット」という。）
 - ④指定金銭信託（新1年据置型）（以下「スーパーヒット」という。）
 - ⑤スーパー定期（自由金利型定期預金M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金「スプリング」、「グロウイング」および「希望峰」（以下これらを「定期預金」という。）
 - ⑥国債（個人向け国債は除く。）の保護預りおよび振替決済口座への受入れ
 - ⑦ヒット、スーパーヒット、定期預金、国債を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することもできます。
- (3) 第1項第2号から第5号までの各取引については、通帳の所定欄に記載し、証書は発行しません。
- (4) 第1項第1号から第6号までの各取引については、この総合口座取引規定（以下「この規定」という。）の定めによるほか、約款・規定集に収録された当社の当該各取引に係わる約款あるいは規定により取扱います。
- (5) 第1項第6号の国債の保護預り等の取引および同項第7号の国債を担保とする当座貸越の取引については、平成30年4月15日までに第6号の取引の利用がある場合に限り、当該保護預り等の目的である国債について第7条第3項第3号にて定義する償還等があるときまで利用することができます。

2. (取扱店の範囲等)

- (1) 普通預金は、通帳表記の取扱店（以下「当店」という。）のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。
- (2) 収益口金銭信託の信託金は、収益口金銭信託の収益金を振込む場合にかぎり受入れれるものとし、当社国内本支店のどこの店舗でも支払いができます。
- (3) ヒットの信託金は当社所定の金額以上とし、当社国内本支店のどこの店舗でも受入れまたは支払いができます。また、スーパーヒットについては、当社国内本支店のどこの店舗でも支払いができます。
- (4) 定期預金の預入金は当社所定の金額以上とし、当社国内本支店のどこの店舗でも預金の預入れ、支払いまたは書替継続ができます。
- (5) 国債の預入れ、引出し、振替えまたは保護預り・振替決済口座への受入れの解約等は本店のみで取扱います。

3. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは収益口金銭信託・ヒット・スーパーヒット・定期預金の支払い、譲渡の承諾、証書の発行等を請求するときは、当社所定の請求書等に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続をしてください。

(3) 次の各号について、当座貸越を利用することとなる場合は、普通預金の自動支払いは行いません。

①ヒット・スーパーヒット・指定金銭信託への振替

②定期預金への振替

(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

4.（自動継続）

定期預金の自動継続については、次の各号の取扱いとします。

ただし、期日指定方式で預入れの契約は自動継続を行いません。

①元金自動継続扱いの定期預金については、満期日に元金で前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。継続された定期預金についても同様とします。

②増額自動継続扱いの定期預金については、満期日にその元金と利息の合計額で前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。なお、マル優の適用を受けている場合には、マル優申込限度額まではマル優扱いで継続します。

③継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じ。）までにその旨を当店に申出てください。この申出がないかぎり当社は前各号の取扱いを継続します。継続を停止した定期預金については満期日以後請求があった日に支払います。

④当社に対し満期日以前に、相続開始の通知がされたときは、前各号にかかわらず、当社は自動継続の取扱いはしません。

⑤変動金利定期預金「希望峰」については、自動継続できません。満期日までに変動金利定期預金「希望峰」の受取方法に受益者から指定があった場合には、変動金利定期預金「希望峰」は、満期日にその指定にもとづき手続きします。

A. 預入日の3年後の応答日または4年後の応答日を満期日とした場合

満期日までに指定がない場合には、変動金利定期預金「希望峰」は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は当該総合口座通帳内の普通預金口座に入金するものとします。

B. 預入日の5年後の応答日を満期日とした場合

満期日までに指定がない場合には、変動金利定期預金「希望峰」（元金自動継続）の元金は、満期日に当該通帳内の変動金利定期預金「グローイング」に預入し、利息はあらかじめ指定された預金口座へ入金します。また、満期日までに指定がない場合には、変動金利定期預金「希望峰」（元利自動継続）の元利金は、満期日に当該総合口座通帳内の変動金利定期預金「グローイング」に預入します。

5.（通帳およびキャッシュカードによる振替取引等）

(1) 当社の現金自動預入機（現金自動預入払出兼用機を含む。第2項でも同じ。）へ通帳を挿入し、画面の指示に従い操作することにより、同一の総合口座内に限り、次の各号の取引（自由金利型定期預金に関する取引は対象外とする。）を行うことができます。なお、定期預金からの振替または継続の取引は、満期日の1か月前の応答日以降、事前に手続することができます。ただし、スーパー定期への振替あるいは継続の場合は、満期日当日に限ります。

①普通預金からヒットおよび定期預金への振替

②ヒット（信託契約日から1か月後の応答日の到来しているものに限る。）から普通預金および定期預金への振替

- ③定期預金（満期日の到来したものに限り。第4号でも同じ。）から普通預金、ヒットおよび別の種類の定期預金への振替
- ④定期預金の継続
- (2) 前項各号の1回あたりの取引金額は、当社が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 第1項各号の取引は、通帳に代えて、当社のキャッシュカードおよび届出の暗証を利用し、現金自動預入機の画面に従い操作することにより行うことができます。この場合は、この規定のほかに当社が別に定める「キャッシュカード規定」が適用されます。
- (4) 第1項第2号の振替において、ヒットの元本が全部交付される場合、最終計算書は後日受益者宛に郵送します。この最終計算書の発送後1か月以内に受益者において異議を述べなかったときは、当該計算書を承認したものとみなします。

6.（当座貸越）

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当社は、この取引のヒット、スーパーヒット、定期預金および国債を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、次の第1号の金額と第2号の金額の合計額とします。
 - ①定期預金についてはその合計額の90%とヒットおよびスーパーヒットについてはそれぞれの合計額の80%との合計額、または500万円のうちいずれか少ない金額
 - ②この取引の国債のうち、利付国債についてはその額面合計額の80%と割引国債についてはその額面合計額の60%との合計額、または200万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債の額面額に乘じる割合は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に掲示し、それにより貸越金が新極度額を超えることとなるときは、当社からの請求がありしだい直ちに新極度額を超える金額に見合う国債を担保に差入れるか、または新極度額を超える金額を支払ってください。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7.（貸越金の担保）

- (1) この取引にヒット、スーパーヒット、定期預金または国債があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
 - ①この取引のヒット、スーパーヒットおよび定期預金には、次の金額を限度に貸越金の根担保として根質権を設定します。

A. ヒット・スーパーヒットを担保とする場合	625万円
B. 定期預金を担保とする場合	556万円
C. Aのヒット・スーパーヒットとBの定期預金を合わせて担保とする場合	当社所定の算式により算出した金額（556万円から625万円までの間の金額）
 - ②この取引の国債は、そのすべてについて貸越金の担保として差入れられ、その国債（その国債が混蔵保管の方法により寄託されて

いる場合にはその共有持分権その他いっさいの権利)は担保としてその引渡しを受けます。ただし、当社が債権保全上支障ないと判断した場合には、国債の担保のうち一部または全部の解除に応じます。

(2) この取引にヒット、スーパーヒット、定期預金または国債があるときは、次条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。

① ヒット、スーパーヒットまたは定期預金を担保とする貸越利率と国債を担保とする貸越利率が同一の場合には、ヒット、スーパーヒットまたは定期預金を先に担保とします。

② ヒット、スーパーヒットまたは定期預金を担保とする貸越利率のいずれかまたは全部が同一となる場合には、信託契約日(継続をしたときはその継続日)または預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。貸越利率が同一となるヒット、スーパーヒットまたは定期預金が数口ある場合も同様とし、さらに、信託契約日(継続をしたときはその継続日)または預入日(継続をしたときはその継続日)も同一となる場合は、ヒット、スーパーヒット、定期預金の順とします。

③ 国債が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には契約番号の若い順とします。

A. 割引国債

B. 利付国債

(3) ① 貸越金の担保になっているヒットまたはスーパーヒットについて解約または信託証書の発行(以下「解約等」という。)があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、その解約等の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 貸越金の担保になっている定期預金について解約または証書の発行(以下「解約等」という。)があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、その解約等の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

③ 貸越金の担保となっている国債について、償還、買取、引出し、振替え(以下「償還等」という。)があった場合には、前条第2項第2号により算出される金額については、その償還等の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

④ 前各号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円単位とし、毎年2月と8月の当社所定の日に1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。

この場合の貸越利率は次のとおりとします。

A. ヒットを貸越金の担保とする場合

ヒットごとにその予定配当率に年0.5%を加えた利率

B. スーパーヒットを貸越金の担保とする場合

スーパーヒットごとにその予定配当率に年0.5%を加えた利率

C. 定期預金を貸越金の担保とする場合

定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

D. 国債を貸越金の担保とする場合

店頭掲示の総合口座貸越利率表記載の貸越利率

- ②前号組入れにより極度額を超える場合には、当社からの請求のありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
- ③この取引による全部のヒット、スーパーヒットの解約等、全部の定期預金の解約、全部の国債の償還等によりヒット、スーパーヒット、定期預金、国債のいずれも残高が零となる場合には、第1号にかかわらず貸越金の元利金の全部を同時に支払ってください。

なお、この取引による一部のヒット、スーパーヒットについて解約等、一部の定期預金について解約、一部の国債について償還等があった場合でも、貸越元利金の額が、残存するヒット、スーパーヒット、定期預金、国債の額を上回る場合は、その超過額を直ちに支払ってください。

(2) 前項の各利率は金融情勢に応じて変更します。

貸越利率を変更した場合の新利率の適用開始日は、当社の定めた日からとします。

- (3) 国債の口座管理手数料は、担保差入れ後も引続き支払ってください。
- (4) この取引による債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

9. (国債の償還金の受入れ)

この取引の国債の償還金または買取代金の支払いがある場合に保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債）にもとづき取扱うと貸越残高が新極度額を超えるときは、保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債）にかかわらず、当社がこれを受取り、この取引の普通預金へ入金します。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合は、直ちに当社所定の方法によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

- ①通帳、印章の喪失
- ②印章、氏名、住所その他の届出事項の変更
- ③死亡または行為能力の変動等

- (2) 通帳または印章を失った場合の各号に掲げる取引、または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- ①普通預金の払戻し、解約
- ②収益口金銭信託・ヒット・スーパーヒット・定期預金の支払い、解約および証書の発行、譲渡の承諾
- ③国債の引出し

- (3) 第1項第3号に定める行為能力の変動等とは、次の各号の場合をいう。

- ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合
- ③前2号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合

- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

- (5) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

11. (印鑑照合等)

この取引において請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

12. (即時支払)

- (1) 次の各号の一つにでも該当した場合にこの取引による債務があるときは、当社からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ①支払の停止または破産、民事再生手続開始の申出があったとき
 - ②ヒット、スーパーヒット、定期預金、国債について、(仮)差押えの命令、通知が發送されたとき
 - ③相続の開始があったとき
 - ④第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
 - ⑤住所変更の届出を怠るなどにより、当社において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合にこの取引による債務があるときは、当社からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ①当社に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、申出てください。この場合、当座貸越は終了するものとし、貸越元利金等があるときは、それらを直ちに支払ってください。なお、この通帳に収益口金銭信託、ヒット、スーパーヒット、定期預金または国債の記載がある場合で、収益口金銭信託、ヒット、スーパーヒット、定期預金の残高があるときは、別途に証書または通帳を交付し、国債の残高があるときは、別途に保護預り兼振替決済口座通帳(証書)を交付します。
- (2) 次の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当社はいつでも取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
 - ①取引人が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②取引人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③取引人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (3) 前条各項の事由があるときは、当社はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

14. (差引計算)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当社は、次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ①この取引のヒット、スーパーヒットについては、事前の通知および所定の手続を省略して、この取引によるヒット、スーパーヒットを解約し、その解約金をもって債務の弁済にあてるなど、貸越元利金等とこの取引のヒット、スーパーヒットとを、その据置期間中でも差引計算ができるものとします。
 - ②この取引の定期預金については、事前の通知および所定の手続を省略して、その解約金をもって債務の弁済にあてるなど、貸越元利金等とこの取引の定期預金とを、その満期日前でも差引計算ができるものとします。
 - ③この取引の国債については、事前に通知することなく、これを一般に適当と認められる方法、時期、価格等によって処分の上、その取得金から諸費用を差引いた残額を債務の弁済にあてることのできるものとします。
 - ④前号によるほか、事前に通知の上、一般に適当と認められる方法、時期、価格等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債を取得できるものとします。
 - ⑤前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
 - ⑥第1号から第3号により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参の上、当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、貸越金の利息・損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとします。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、収益口金銭信託、ヒット、スーパーヒットおよび定期預金の取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて譲渡または質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。ただし、普通預金・定期預金については、質入れのみを承諾するものとします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金等および信託（元本補てん契約のない信託を除きます。以下同じ。）は、満期日（信託については信託期間満了日）が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして定期預金等または信託金の元本と当該債務とを相殺することができます。なお、定期預金等または受益権が第7条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、相殺により貸越金が第6条の規定に基づいて定まる極度額を超える場合には、当該極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場

合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① 定期預金等の利息の計算については、当社の当該各取引の規定によるものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定

（自動解約入金方式）

1.（預金の支払時期）

自由金利型定期預金M型（以下「この預金」といいます。）は、この通帳（または証書）記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金するものとします。

なお、満期日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付で、翌営業日に指定口座に入金します。

2.（証券類の受入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。（証書式の場合、証書と引換えに受入店で返却します。）

3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間およびこの通帳（または証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、次のとおり支払います。

①預入期間を2年以上5年以内とする満期一括受取型の場合

預入日の2年後の応当日から5年後の応当日までの間のあらかじめ指定された日を満期日とするこの預金で満期一括受取型の場合は、預入日から満期日の前日までの期間について約定利率による6か月複利によって計算した利息額を満期日にこの預金とともに支払います。

②預入期間を2年未満とする満期一括受取型の場合

預入日から2年後の応当日の前日までの間のあらかじめ指定された日を満期日とするこの預金で満期一括受取型の場合は、預入日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額を満期日にこの預金とともに支払います。

③中間利息受取型の場合

この通帳（または証書）記載の中間利払日に、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額（以下「中間払利息」といいます。）を指定口座に入金します。

満期日には、前回の中間利払日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額をこの預金とともに指定口座に入金します。

ただし、中間払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（または証書）とともに提出してください。

④中間利払日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付で、翌営業日に指定口座に入金します。

(2) 自動解約入金を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに満期日以後に支払います。

(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合

の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。

なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。

①預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

②預入日の3年後の応当日を満期日とした場合

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E. 2年以上3年未満 | 約定利率×50% |

③預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日とした場合

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E. 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| F. 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |

④預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| E. 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| F. 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| G. 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(5) 一部解約後もこの預金の利息は、約定利率を適用して計算します。

ただし、一部解約することによりこの預金の預入日において、一部解約後の預金元金（残高）に適用されるべき利率が約定利率と異なることになったときは、この預金の利率の取扱いは次のようになります。以後一部解約がなされた場合も同様の取扱いとします。

①預入日から解約日の前日までは、約定利率が適用されます。

②解約日以降は、この預金の預入日において、一部解約後の預金残高に適用されるべき利率が適用されます。

4.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第5条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。

5.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金を第1条の満期日自動解約入金以外の方法で解約または書

替継続するときは、当社所定の支払請求書（証書式の場合は受取欄）に届出の印章により記名押印して、この通帳（または証書）とともに当社国内本支店に提出してください。ただし、法人の取引において解約については、本店のみにて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

①預金者が預金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

6.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) この通帳（または証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(2) この通帳（または証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳（または証書）の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳（または証書）を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

(4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

7.（印鑑照合）

支払請求書（または証書）、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

8.（譲渡、質入れの禁止）

(1) この預金および通帳（または証書）は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

9.（保険事故発生時における預金者からの自殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と

相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したのとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳（または証書）は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとし、満期日以後の期間は当社の計算実行時の普通預金利率を適用します。
 - ② 中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を清算するものとします。
 - ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (権利の消滅)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、当社は、この預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の休眠預金等とは、この預金に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第11条および第12条によります。

11. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当社が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①満期日
 - ②法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）
当該入出金が行われた日または当該入出金が行われなかったことが確定した日
 - ③総合口座取引規定にもとづく他の預金等（ただし、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に限ります。）について、当該預金等について将来における当該預金等に係る債権の行使が期待される事由として定められた事由が生じたこと
他の預金等に係る当該事由に係る規定にて定める日

12. (休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

- (1) 第10条第1項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 預金者は、第10条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
- ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当

該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して
休眠預金等代替金の支払を請求すること

- ③前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以 上

自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定

（自動継続）

1.（自動継続）

- (1) 自動継続自由金利型定期預金M型（以下「この預金」といいます。）は、この通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金M型に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日において店頭に表示する当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について、店頭に表示する当社所定の利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日（継続をしたときはその満期日）の前日までの期間およびこの通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、次のとおり支払います。

①預入期間を2年以上5年以内とする満期一括受取型の場合

預入日の2年後の応当日から5年後の応当日までの間のあらかじめ指定された日を満期日とするこの預金で満期一括受取型の場合には、預入日から満期日の前日までの期間について約定利率による6か月複利によって計算した利息額を満期日に元金に組入れて継続する方法、または、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金する方法により支払います。いずれの方法によるかは、この預金の預入時に指定した方法によります。

②預入期間を2年未満とする満期一括受取型の場合

預入日から2年後の応当日の前日までの間のあらかじめ指定された日を満期日とするこの預金で満期一括受取型の場合には、預入日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額を満期日に元金に組入れて継続する方法、または、満期日に指定口座に入金する方法により支払います。いずれの方法によるかは、この預金の預入時に指定した方法によります。

③中間利息受取型の場合

この通帳記載の中間利払日に、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額（以下「中間払利息」といいます。）を指定口座に入金します。

満期日には、前回の中間利払日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額を指定口座に入金します。

ただし、中間払利息が指定口座に入金できず現金で受取する場合

には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

- ④満期日に指定口座に入金する場合の満期日、中間払日がある銀行休業日の場合は、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座に入金します。
- (2) 自動継続を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに満期日以後に支払います。
- (3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。

なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。

- ①預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合
- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- ②預入日の3年後の応当日を満期日とした場合
- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E. 2年以上3年未満 | 約定利率×50% |
- ③預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日とした場合
- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E. 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| F. 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |
- ④預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合
- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| E. 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| F. 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| G. 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

- (5) 一部解約後もこの預金の利息は、約定利率を適用して計算します。
ただし、一部解約することによりこの預金の預入日において、一部解約後の預金元金（残高）に適用されるべき利率が約定利率と異なることになったときは、この預金の利率の取扱いは次のようにな

ります。以後一部解約がなされた場合も同様の取扱いとします。

- ①預入日から解約日の前日までは、約定利率が適用されます。
- ②解約日以降は、この預金の預入日において、一部解約後の預金残高に適用されるべき利率が適用されます。

4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第5条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当社国内本支店に提出してください。ただし、法人の取引において解約または書替継続については、本店のみにて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

- ①預金者が預金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

(4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

7. (印鑑照合)

支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したのものと相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとし、満期日以後の期間は当社の計算実行時の普通預金利率を適用します。
- ② 中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を清算するものとします。
- ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (権利の消滅)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、当社は、この預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の休眠預金等とは、この預金に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第11条および第12条によります。

11. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当社が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①満期日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ②法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限り、当該入出金が行われた日または当該入出金が行われなかったことが確定した日）
 - ③総合口座取引規定にもとづく他の預金等（ただし、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に限り、）について、当該預金等について将来における当該預金等に係る債権の行使が期待される事由として定められた事由が生じたこと
他の預金等に係る当該事由に係る規定にて定める日

12. (休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

- (1) 第10条第1項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 預金者は、第10条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
- ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を

含みます。)が行われたこと

- ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以 上

自由金利型定期預金規定

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、この通帳（または証書）記載の満期日（満期日が銀行休業日の場合は翌営業日）以後に支払います。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。（証書式の場合、証書と引換えに受入店で返却します。）

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間（以下「約定期間」といいます。）およびこの通帳（または証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、次のとおり支払います。

①満期一括受取型の場合

預入日からあらかじめ指定された満期日の前日までの期間の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

②中間利息受取型の場合

この通帳（または証書）記載の中間利払日に、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額（以下「中間払利息」といいます。）をあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。

なお、前回の中間利払日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額は、この預金とともに満期日以後に支払います。

ただし、中間払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（または証書）とともに提出してください。

③中間利払日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座に入金します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに満期日以後に支払います。

- (3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間（以下「預入期間」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合

次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率×70%

C. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金をこの通帳（または証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所定の利率をいいます。次の第2号においても同様とします。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率×70%

B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$

(4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第5条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。

5.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書（証書式の場合は受取欄）に届出の印章により記名押印して、この通帳（または証書）とともに当社国内本支店に提出してください。ただし、法人の取引において解約または書替継続については、当店のみにて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

①預金者が預金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

6.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) この通帳（または証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ち

に当社所定の方法によって届出てください。この届出の前に生じた損害については当社は責任を負いません。

- (2) この通帳（または証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳（または証書）の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳（または証書）を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。
- (4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

7.（印鑑照合）

支払請求書（または証書）、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

8.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金および通帳（または証書）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

9.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳（または証書）は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとし、満期日以後の期間は当社の計算実行時の普通預金利率を適用します。
 - ② 中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を清算するものとします。
 - ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、

その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (権利の消滅)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、当社は、この預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の休眠預金等とは、この預金に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第11条および第12条によります。

11. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当社が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 満期日
 - ② 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限り、)当該入出金が行われた日または当該入出金が行われないことが確定した日
 - ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等(ただし、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に限ります。)について、当該預金等について将来における当該預金等に係る債権の行使が期待される事由として定められた事由が生じたこと
他の預金等に係る当該事由に係る規定にて定める日

12. (休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

- (1) 第10条第1項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 預金者は、第10条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
 - ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上

自動継続自由金利型定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、この通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日において店頭に表示する当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について、店頭に表示する当社所定の利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日（継続をしたときはその満期日）の前日までの期間（以下「約定期間」といいます。）およびこの通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、次のとおり支払います。

①満期一括受取型の場合

預入日からあらかじめ指定された満期日の前日までの期間の利息は、満期日に元金に組入れて継続する方法、または、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金する方法により支払います。いずれの方法によるかは、この預金の預入時に指定した方法によります。

②中間利息受取型の場合

この通帳記載の中間利払日に、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額（以下「中間払利息」といいます。）を指定口座に入金します。

満期日には、前回の中間利払日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額を指定口座に入金します。

ただし、中間払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

③満期日に指定口座に入金する場合の満期日、中間利払日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付で、翌営業日に指定口座へ入金します。

- (2) 自動継続を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに満期日以後に支払います。

また、前回の中間利払日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額についても、この預金とともに満期日以後に支払います。

- (3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する

場合および第5条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間（以下「預入期間」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合

次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率×70%

C. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金をこの通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所定の利率をいいます。次の第2号においても同様とします。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率×70%

B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$

(4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第5条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。

5.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当社国内本支店に提出してください。ただし、法人の取引において解約または書替継続については、当店のみにて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

①預金者が預金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。
- (4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

7. (印鑑照合)

支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に

到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとし、満期日以後の期間は当社の計算実行時の普通預金利率を適用します。

- ② 中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を清算するものとします。
- ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (権利の消滅)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、当社は、この預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の休眠預金等とは、この預金に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第11条および第12条によります。

11. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当社が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 満期日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限り、当該入出金が行われた日または当該入出金が行われなかったことが確

定した日

- ③総合口座取引規定にもとづく他の預金等（ただし、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に限りません。）について、当該預金等について将来における当該預金等に係る債権の行使が期待される事由として定められた事由が生じたこと

他の預金等に係る当該事由に係る規定にて定める日

12.（休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任）

- (1) 第10条第1項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 預金者は、第10条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
- ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
- ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りません。）
- ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上

変動金利定期預金「スプリング」規定（自動解約入金方式）

1.（預金の支払時期）

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、この通帳（または証書）記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金するものとします。

なお、満期日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座に入金します。

2.（証券類の受入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。（証書式の場合、証書と引換えに受入店で返却します。）

3.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日（以下「応当日」といいます。）に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金のうち当社所定の金額に応じて定める種類の預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間と金額に応じた当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。満期日の直前の応当日から満期日までの期間が6か月に満たない場合においても同様とします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間および別途交付の書面に記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算し、次のとおり支払います。

①満期一括受取型の場合

預入日から満期日の前日までの期間について約定利率による6か月複利によって計算した利息額を満期日にこの預金とともに支払います。

②中間利息受取型の場合

この通帳（または証書）記載の中間利払日に、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額（以下「中間払利息」といいます。）を指定口座に入金します。

満期日には、前回の中間利払日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額をこの預金とともに指定口座に入金します。

ただし、中間払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（または証書）とともに提出してください。

③中間利払日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座に入金します。

(2) 自動解約入金を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約

日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに満期日以後に支払います。

- (3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、預入日から6か月後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。

なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。

① 預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

② 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E. 2年以上3年未満 | 約定利率×50% |

- (4) この預金の全部または一部を満期日前に解約し、解約元金と源泉徴収税額を差引いた解約元金に対応する利息額（中間利払いがある場合は前回の中間利払日からの利息額）を合わせた金額以上で、かつその解約日から満期日までの期間以上の整数の年数の期間の自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金または変動金利定期預金「グローイング」に預入れする場合には、解約元金に対応する利息について前項に規定の解約時における適用利率にかかわらず約定利率を適用して計算します。

なお、この取扱いは預入日から6か月後の応当日の前日までは取扱いません。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

- (6) 一部解約後もこの預金の利息は、約定利率を適用して計算します。

ただし、一部解約することによりこの預金の応当日において、一部解約後の預金元金（残高）に適用されるべき利率が約定利率と異なることになったときは、この預金の利率の取扱いは次のようになります。以後一部解約がなされた場合も同様の取扱いとします。

① 預入日または応当日から解約日の前日までの利息は、約定利率を適用して計算します。

② 解約日から次の応当日の前日までの利息は、直前の応当日において、一部解約後の預金元金（残高）に適用されるべき利率を適用して計算します。

5.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第6条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。

6.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金を第1条の満期日自動解約入金以外の方法で解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書（証書式の場合は受取欄）

に届出の印章により記名押印して、この通帳（または証書）とともに当社国内本支店に提出してください。

(2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

①預金者が預金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳（または証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(2) この通帳（または証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳（または証書）の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳（または証書）を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

(4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

8. (印鑑照合)

支払請求書（または証書）、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および通帳（または証書）は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対

する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳（または証書）は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとし、満期日以後の期間は当社の計算実行時の普通預金利率を適用します。
 - ② 中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を清算するものとします。
 - ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11.（権利の消滅）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、当社は、この預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の休眠預金等とは、この預金に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第12条および第13条によります。

12.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日

として次項において定める日

- ③当社が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①満期日
 - ②法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）
当該入出金が行われた日または当該入出金が行われなかったことが確定した日
 - ③総合口座取引規定にもとづく他の預金等（ただし、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に限ります。）について、当該預金等について将来における当該預金等に係る債権の行使が期待される事由として定められた事由が生じたこと
他の預金等に係る当該事由に係る規定にて定める日

13. (休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

- (1) 第11条第1項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 預金者は、第11条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
- ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以 上

変動金利定期預金「スプリング」規定（自動継続）

1.（自動継続）

- (1) 自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、この通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間と金額に応じた継続日における当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。
- ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日（継続をしたときはその満期日）の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日（以下「応当日」といいます。）に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間と金額に応じた当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。

満期日の直前の応当日から満期日までの期間が6か月に満たない場合においても同様とします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間および別途交付の書面に記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算し、次のとおり支払います。

①満期一括受取型の場合

預入日から満期日の前日までの期間について約定利率による6か月複利によって計算した利息額を満期日に元金に組入れて継続する方法、または、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金する方法により支払います。いずれの方法によるかは、この預金の預入時に指定した方法によりします。

②中間利息受取型の場合

この通帳記載の中間利払日に、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額（以下「中間払利息」といいます。）を指定口座に

入金します。

満期日には、前回の中間利払日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額を指定口座に入金します。

ただし、中間払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

- ③満期日に指定口座に入金する場合の満期日、中間利払日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座に入金します。
- (2) 自動継続を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに満期日以後に支払います。
- (3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、預入日から6か月後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。

なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。

①預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

②預入日の3年後の応当日を満期日とした場合

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E. 2年以上3年未満 | 約定利率×50% |

- (4) この預金の全部または一部を満期日前に解約し、解約元金と源泉徴収税額を差引いた解約元金に対応する利息額（中間利払いがある場合は前回の中間利払日からの利息額）を合わせた金額以上で、かつその解約日から満期日までの期間以上の整数の年数の期間の自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金または変動金利定期預金「グローイング」に預入れする場合には、解約元金に対応する利息について前項に規定の解約時における適用利率にかかわらず約定利率を適用して計算します。

なお、この取扱いは預入日から6か月後の応当日の前日までは取扱いません。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

- (6) 一部解約後もこの預金の利息は、約定利率を適用して計算します。

ただし、一部解約することによりこの預金の応当日において、一部解約後の預金元金（残高）に適用されるべき利率が約定利率と異なることになったときは、この預金の利率の取扱いは次のようになります。以後一部解約がなされた場合も同様の取扱いとします。

①預入日または応当日から解約日の前日までの利息は、約定利率を適用して計算します。

- ②解約日から次の応当日の前日までの利息は、直前の応当日において、一部解約後の預金元金（残高）に適用されるべき利率を適用して計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第6条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。

6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当社国内本支店に提出してください。

(2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

①預金者が預金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳または印章を失ったとき、または、印章、名称、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

(4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

8. (印鑑照合)

支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したのものと相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとし、満期日以後の期間は当社の計算実行時の普通預金利率を適用します。
- ② 中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を清算するものとします。
- ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (権利の消滅)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、当社は、この預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の休眠預金等とは、この預金に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。

(3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第12条および第13条によります。

12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当社が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 満期日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）
当該入出金が行われた日または当該入出金が行われなかったことが確定した日
- ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等（ただし、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に限ります。）について、当該預金等について将来における当該預金等に係る債権の行使が期待される事由として定められた事由が生じたこと
他の預金等に係る当該事由に係る規定にて定める日

13. (休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

(1) 第11条第1項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(2) 預金者は、第11条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

- ① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
- ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以 上

変動金利定期預金「グロージング」規定（自動解約入金方式）

1.（預金の支払時期）

変動金利定期預金「グロージング」（以下「この預金」といいます。）は、この通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金するものとします。

なお、満期日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座に入金します。

2.（証券類の受入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、受入店で返却します。

3.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日（継続をしたときはその満期日）の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日（以下「応当日」といいます。）に変更し、変更後の利率は、当社の自由金利型定期預金（M型）5年の300万円未満の利率（以下「指標利率」といいます。）を基準として、次の方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、次の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

なお、この方式により算定された利率（上記ただし書きの別の定めにより算定された利率を含みます。）が応当日の普通預金利率（以下「下限利率」といいます。）を下回った場合は、下限利率を変更後の利率とします。また、下限利率を変更後の利率とした以降の応当日には、次の（2）の方式により変更後の利率を算定するものとし、その場合にも下限利率を定めた上記なお書きは適用されるものとします。

(1) 預入後最初の応当日

$(\text{預入日のこの預金の利率}) + \{(\text{応当日の指標利率} \div 2)^* - (\text{預入日の指標利率} \div 2)^*\}$

※小数点第4位以下は切り捨てます。

(2) 2回目以降の応当日

$(\text{前回の応当日に適用したこの預金の利率}) + \{(\text{応当日の指標利率} \div 2)^* - (\text{前回の応当日の指標利率} \div 2)^*\}$

※小数点第4位以下は切り捨てます。

4.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間および別途交付の書面に記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算し、次のとおり支払います。

①満期一括受取型の場合

預入日から満期日の前日までの期間について約定利率による6か月複利によって計算した利息額を満期日にこの預金とともに支払います。

②中間利息受取型の場合

この通帳記載の中間利払日に、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額（以下「中間払利息」といいます。）を指定口座に

入金します。

満期日には、前回の中間利払日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額を指定口座に入金します。

ただし、中間払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

③中間利払日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座に入金します。

(2) 自動解約入金を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに満期日以後に支払います。

(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、この預金の一部について解約することができるのは満期一括受取型の場合で、かつ預入日から1年後の応当日以降とします。

なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C. 1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
D. 1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
E. 2年以上3年未満	約定利率×30%
F. 3年以上4年未満	約定利率×50%
G. 4年以上5年未満	約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(5) 一部解約後もこの預金の利息は、約定利率を適用して計算します。

ただし、一部解約することによりこの預金の応当日において、一部解約後の預金元金（残高）に適用されるべき利率が約定利率と異なることになったときは、この預金の利率の取扱いは次のようになります。以後一部解約がなされた場合も同様の取扱いとします。

①預入日または応当日から解約日の前日までの利息は、約定利率を適用して計算します。

②解約日から次の応当日の前日までの利息は、直前の応当日において、一部解約後の預金元金（残高）に適用されるべき利率を適用して計算します。

5.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第6条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。

6.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金を第1条の満期日自動解約入金以外の方法で解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当社国内本支店に提出してください。

(2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は預金者に通知することによりこの預

金を解約することができるものとします。

- ①預金者が預金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳または印章を失ったとき、または、印章、名称、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。
- (4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

8. (印鑑照合)

支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務(元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。)と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直

ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとし、満期日以後の期間は当社の計算実行時の普通預金利率を適用します。
 - ②中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を清算するものとします。
 - ③借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (権利の消滅)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、当社は、この預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の休眠預金等とは、この預金に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第12条および第13条によります。

12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当社が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送され

たときを除きます。)に限りです。

- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ①満期日
 - ②法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限りです。)当該入出金が行われた日または当該入出金が行われなかったことが確定した日
 - ③総合口座取引規定にもとづく他の預金等(ただし、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に限りです。)について、当該預金等について将来における当該預金等に係る債権の行使が期待される事由として定められた事由が生じたこと
他の預金等に係る当該事由に係る規定にて定める日

13. (休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

- (1) 第11条第1項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 預金者は、第11条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
 - ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上

変動金利定期預金「グロージング」規定（自動継続）

1.（自動継続）

- (1) 自動継続変動金利定期預金「グロージング」（以下「この預金」といいます。）は、この通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金「グロージング」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日において店頭に表示する当社所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について、店頭に表示する当社所定の利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日（継続をしたときはその満期日）の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日（以下「応当日」といいます。）に変更し、変更後の利率は、当社の自由金利型定期預金（M型）5年の300万円未満の利率（以下「指標利率」といいます。）を基準として、次の方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、次の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

なお、この方式により算定された利率（上記ただし書きの別の定めにより算定された利率を含みます。）が応当日の普通預金利率（以下「下限利率」といいます。）を下回った場合は、下限利率を変更後の利率とします。また、下限利率を変更後の利率とした以降の応当日には、次の（2）の方式により変更後の利率を算定するものとし、その場合にも下限利率を定めた上記なお書きは適用されるものとします。

- (1) 預入後最初の応当日
$$(\text{預入日のこの預金の利率}) + \{(\text{応当日の指標利率} \div 2)^{\ast\ast} - (\text{預入日の指標利率} \div 2)^{\ast\ast}\}$$

※小数点第4位以下は切り捨てます。
- (2) 2回目以降の応当日
$$(\text{前回の応当日に適用したこの預金の利率}) + \{(\text{応当日の指標利率} \div 2)^{\ast\ast} - (\text{前回の応当日の指標利率} \div 2)^{\ast\ast}\}$$

※小数点第4位以下は切り捨てます。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間および別途交付の書面に記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算し、次のとおり支払います。

①満期一括受取型の場合

預入日から満期日の前日までの期間について約定利率による6か

月複利によって計算した利息額を満期日に元金に組入れて継続する方法、または、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金する方法により支払います。いずれの方法によるかは、この預金の預入時に指定した方法によります。

②中間利息受取型の場合

この通帳記載の中間利払日に、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額（以下「中間払利息」といいます。）を指定口座に入金します。

満期日には、前回の中間利払日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額を指定口座に入金します。

ただし、中間払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

③満期日に指定口座に入金する場合の満期日、中間利払日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座に入金します。

(2) 自動継続を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに満期日以後に支払います。

(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、この預金の一部について解約することができるのは満期一括受取型の場合で、かつ預入日から1年後の応当日以降とします。

なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C. 1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
D. 1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
E. 2年以上3年未満	約定利率×30%
F. 3年以上4年未満	約定利率×50%
G. 4年以上5年未満	約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(5) 一部解約後もこの預金の利息は、約定利率を適用して計算します。

ただし、一部解約することによりこの預金の応当日において、一部解約後の預金元金（残高）に適用されるべき利率が約定利率と異なることになったときは、この預金の利率の取扱いは次のようになります。以後一部解約がなされた場合も同様の取扱いとします。

①預入日または応当日から解約日の前日までの利息は、約定利率を適用して計算します。

②解約日から次の応当日の前日までの利息は、一部解約後の預金元金（残高）に適用されるべき利率を適用して計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第6条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE

のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。

6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当社国内本支店に提出してください。

(2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

①預金者が預金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳または印章を失ったとき、または、印章、名称、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

(4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

8. (印鑑照合)

支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務(元

本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。)と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとし、満期日以後の期間は当社の計算実行時の普通預金利率を適用します。
 - ② 中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と利息の差額を清算するものとします。
 - ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (権利の消滅)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、当社は、この預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の休眠預金等とは、この預金に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第12条および第13条によります。

12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ①当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当社が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り、
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①満期日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ②法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限り、）
当該入出金が行われた日または当該入出が行われないことが確定した日
 - ③総合口座取引規定にもとづく他の預金等（ただし、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に限り、）について、当該預金等について将来における当該預金等に係る債権の行使が期待される事由として定められた事由が生じたこと
他の預金等に係る当該事由に係る規定にて定める日

13.（休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任）

- (1) 第11条第1項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 預金者は、第11条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
 - ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

- ②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以 上

変動金利定期預金（法人用）規定（自動解約入金方式）

1.（預金の支払時期）

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、この通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金するものとします。

なお、満期日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座に入金します。

2.（証券類の受入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日（継続をしたときはその満期日）の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日（以下「応当日」といいます。）に変更し、変更後の利率は、当社の自由金利型定期預金（M型）5年の300万円未満の利率（以下「指標利率」といいます。）を基準として、次の方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、次の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

なお、この方式により算定された利率（上記ただし書きの別の定めにより算定された利率を含みます。）が応当日の普通預金利率（以下「下限利率」といいます。）を下回った場合は、下限利率を変更後の利率とします。また、下限利率を変更後の利率とした以降の応当日には、次の（2）の方式により変更後の利率を算定するものとし、その場合にも下限利率を定めた上記なお書きは適用されるものとします。

(1) 預入後最初の応当日

$(\text{預入日のこの預金の利率}) + \{(\text{応当日の指標利率} \div 2)^* - (\text{預入日の指標利率} \div 2)^*\}$

※小数点第4位以下は切り捨てます。

(2) 2回目以降の応当日

$(\text{前回の応当日に適用したこの預金の利率}) + \{(\text{応当日の指標利率} \div 2)^* - (\text{前回の応当日の指標利率} \div 2)^*\}$

※小数点第4位以下は切り捨てます。

4.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間（以下「約定期間」といいます。）および別途交付の書面に記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算し、次のとおり支払います。

この通帳記載の中間利払日に、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額（以下「中間払利息」といいます。）を指定口座に入金します。

満期日には、前回の中間利払日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額を指定口座に入金します。

ただし、中間払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合に

は、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

なお、中間利払日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付で、翌営業日に指定口座に入金します。

(2) 自動解約入金を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに満期日以後に支払います。

(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間（以下「預入期間」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合

次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率×70%

C. 約定利率×
$$\frac{(\text{フルレート利息額} - \text{ペナルティ利息額})}{\text{フルレート利息額}}$$

フルレート利息額＝解約元金×約定利率×預入期間

ペナルティ利息額＝解約元金×{(基準利率A－この預金の預入時の利率－基準利率B) + (基準利率C + 預入時の自由金利型定期預金(M型)5年の300万円未満の利率)÷2}×(約定期間－預入期間)

なお、基準利率Aとは、解約日において店頭表示しているこの預金の利率をいいます。

基準利率Bとは、解約日において店頭表示している自由金利型定期預金(M型)5年の300万円未満の利率をいいます。

基準利率Cとは、解約日において店頭表示している解約日から満期日までの期間に対応する自由金利型定期預金(M型)の300万円未満の利率をいいます。ただし、解約日から満期日までの期間が3か月に満たない場合は、自由金利型定期預金(M型)3か月の300万円未満の利率を適用します。これらは、次の第2号においても同様とします。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率×70%

B. 約定利率×
$$\frac{(\text{フルレート利息額} - \text{ペナルティ利息額})}{\text{フルレート利息額}}$$

フルレート利息額＝解約元金×約定利率×預入期間

ペナルティ利息額＝解約元金×{(基準利率A－この預金の預入時の利率－基準利率B) + (基準利率C + 預入時の自由金利型定期預金(M型)5年の300万円未満の利率)÷2}×(約定期間－預入

期間)

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第6条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を第1条の満期日自動解約入金以外の方法で解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。

- (2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

①預金者が預金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳または印章を失ったとき、または、印章、名称、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

- (4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

8. (印鑑照合)

支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務(元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。)と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとし、満期日以後の期間は当社の計算実行時の普通預金利率を適用します。

- ② 中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と利息の差額を清算するものとします。

- ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (権利の消滅)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、当社は、この預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の休眠預金等とは、この預金に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。

(3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第12条および第13条によります。

12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当社が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 満期日
- ② 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限り、当該入出金が行われた日または当該入出金が行われなかったことが確定した日

13. (休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

(1) 第11条第1項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(2) 預金者は、第11条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

- ① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
- ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
- ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

- ②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以 上

変動金利定期預金（法人用）規定（自動継続）

1.（自動継続）

(1) 自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、この通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日において店頭に表示する当社所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について、店頭に表示する当社所定の利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（証券類の受入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日（継続をしたときはその満期日）の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日（以下「応当日」といいます。）に変更し、変更後の利率は、当社の自由金利型定期預金（M型）5年の300万円未満の利率（以下「指標利率」といいます。）を基準として、次の方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、次の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

なお、この方式により算定された利率（上記ただし書きの別の定めにより算定された利率を含みます。）が応当日の普通預金利率（以下「下限利率」といいます。）を下回った場合は、下限利率を変更後の利率とします。また、下限利率を変更後の利率とした以降の応当日には、次の（2）の方式により変更後の利率を算定するものとし、その場合にも下限利率を定めた上記なお書きは適用されるものとします。

(1) 預入後最初の応当日

$(\text{預入日のこの預金の利率}) + \{(\text{応当日の指標利率} \div 2)^{\ast} - (\text{預入日の指標利率} \div 2)^{\ast}\}$

※小数点第4位以下は切り捨てます。

(2) 2回目以降の応当日

$(\text{前回の応当日に適用したこの預金の利率}) + \{(\text{応当日の指標利率} \div 2)^{\ast} - (\text{前回の応当日の指標利率} \div 2)^{\ast}\}$

※小数点第4位以下は切り捨てます。

4.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間（以下「約定期間」といいます。）および別途交付の書面に記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算し、次のとおり支払います。

この通帳記載の中間利払日に、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの期間について約定利率によって計算

した利息額（以下「中間払利息」といいます。）を指定口座に入金します。

満期日には、前回の中間利払日から満期日の前日までの期間について約定利率によって計算した利息額を指定口座に入金します。

ただし、中間払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

なお、満期日に指定口座に入金する場合の満期日、中間利払日が銀行休業日の場合は、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座に入金します。

(2) 自動継続を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに満期日以後に支払います。

(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間（以下「預入期間」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合

次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率×70%

C. 約定利率×
$$\frac{(\text{フルレート利息額} - \text{ペナルティ利息額})}{\text{フルレート利息額}}$$

フルレート利息額＝解約元金×約定利率×預入期間

ペナルティ利息額＝解約元金×{(基準利率A－この預金の預入時の利率－基準利率B) + (基準利率C + 預入時の自由金利型定期預金(M型)5年の300万円未満の利率)÷2}×(約定期間－預入期間)

なお、基準利率Aとは、解約日において店頭表示しているこの預金の利率をいいます。

基準利率Bとは、解約日において店頭表示している自由金利型定期預金(M型)5年の300万円未満の利率をいいます。

基準利率Cとは、解約日において店頭表示している解約日から満期日までの期間に対応する自由金利型定期預金(M型)の300万円未満の利率をいいます。ただし、解約日から満期日までの期間が3か月に満たない場合は、自由金利型定期預金(M型)3か月の300万円未満の利率を適用します。これらは、次の第2号においても同様とします。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率×70%

$$B. \text{約定利率} \times \frac{(\text{フルレート利息額} - \text{ペナルティ利息額})}{\text{フルレート利息額}}$$

フルレート利息額＝解約元金×約定利率×預入期間

ペナルティ利息額＝解約元金×{(基準利率A－この預金の預入時の利率－基準利率B)＋(基準利率C＋預入時の自由金利型定期預金(M型)5年の300万円未満の利率)÷2}×(約定期間－預入期間)

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第6条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。

- (2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

①預金者が預金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳または印章を失ったとき、または、印章、名称、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

- (4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

8. (印鑑照合)

支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したのものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとし、満期日以後の期間は当社の計算実行時の普通預金利率を適用します。
 - ② 中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を清算するものとします。
 - ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (権利の消滅)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、当社は、この預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する

る法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の休眠預金等とは、この預金に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第12条および第13条によります。

12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当社が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 満期日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ② 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限りします。)当該入出金が行われた日または当該入出金が行われないことが確定した日

13. (休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

- (1) 第11条第1項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 預金者は、第11条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
 - ① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。)
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を

含みます。)が行われたこと

- ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以 上

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債）

第1条（この規定の趣旨）

(1) この規定は、お客様から当社が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振込国債」といいます。）に係る口座を当社に開設するに際し、当社とお客様の間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- ①国債証券
- ②地方債証券
- ③政府保証債券

(2) 当社は前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、又は振込国債に係る口座の開設及び振替による受入れをお断りすることがあります。

(3) この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振込国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

第2条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ①保護預り証券は、当社所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。
- ②前号による混蔵保管は大券を持って行うことがあります。

第3条（混蔵保管に関する同意事項）

前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- ①保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は、準共有権を取得すること
- ②新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

第4条（振替決済口座）

(1) 振込国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が据え置く振替口座簿において開設します。

(2) 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。

この場合において、質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

(3) 当社は、お客様が振込国債についての権利を有するものに関し振替決済口座に記載又は記録いたします。

第4条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、保護預り口座又は振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせ

ていただきます。

第5条（保護預り口座又は振替決済口座の開設）

- (1) 国債証券等については当社に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当社所定の申込書をご提出ください。
- (2) 当社は、お客様から申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 申込書に押印された印影及び記載された住所・氏名・共通番号等をもって届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。
- (4) 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規定その他の関係諸規則に従って取扱います。

第6条（契約期間等）

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) この契約は、お客様又は当社から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第7条（手数料）

- (1) この保護預り又は振替決済口座管理の手数料（以下「手数料」といいます。）は当社所定の料率と計算方法により1年分を後払いするものとし、毎年4月の当社所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。

なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割で計算します。

- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日に、解約日又は残高がなくなった日の属する月を1ヶ月としてその月までの手数料を月割計算によってお支払いください。なお、当社はこの手数料を解約日又は残高がなくなった日に第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (4) 当社は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第16条により当社が受取る振替債等の償還金（第15条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同様とします。）、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

第8条（預入れ及び返還）

- (1) 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当社所定の依頼書に記名してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その7営業日前までに当社所定の方法でその旨を当店にお申し出のうえ、返還の際に当社所定の依頼書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 保護預り証券は、お客様がお引取りになるまでは、この規定により当社がお預りしているものとします。

第9条（振替の申請）

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- (2) 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - ①減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額
 - ②お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - ③振替先口座
 - ④振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- (3) 前項第1号の金額は、その振替国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 振替国債の全部又は一部を振替えるときは、その7営業日前までに当社所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当社所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。
- (6) 当社に振替国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振替国債の振替の申請があったものとして取扱います。

第10条（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当社は、お客様からのお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振替国債を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄が質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
- (2) 前項において、他口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の依頼書によりお申込みください。

第11条（担保の設定）

お客様の振替国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第12条（分離適格振替国債に係る元利分離申請）

- (1) 振替業を営む金融機関等【脚注1】は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。
 - ①差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
 - ②当該分離適格振替国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前か

【脚注1】 お客様が振替法第93条第3項に規定する財務大臣が定める要件に該当する者

ら前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの

- (2) 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次の掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - ①減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - ②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- (3) 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第13条（分離型元本振込国債等の元利統合申請）

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。
 - ①差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
 - ②当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの
- (2) 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次の掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - ①増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - ②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- (3) 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第14条（保護預り証券の返還又は振込国債の抹消の申請に準ずる取り扱い）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求が、又は振替法に基づく振込国債の抹消のご申請があったものとして、当社がお客様に代わって手続きさせていただきます。

- ①当社に保護預り証券の買取りを請求される場合
- ②当社が第16条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払い）を受取る場合
- ③保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

第15条（抽選償還）

混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当社所定の方法により公正かつ厳正に行います。

第16条（償還金等の受け入れ等）

- (1) 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当社がお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。
- (2) 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が

代理して国庫から受領したうえ、当社がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

第17条（連絡事項）

- (1) 当社は、この「保護預り通帳兼決済口座管理通帳」（以下「通帳」といいます。）に振替債等の銘柄、受渡日及び預り残高等の法令で定める事項を、残高照合のための報告内容を含めて記帳します。
- (2) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものと見なします。

第18条（届出事項の変更）

- (1) 通帳及び印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。
- (2) 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の受け入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求、通帳の再発行又は償還金等の現金による支払いには応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名・共通番号等をもって届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。

第19条（当社の連帯保証義務）

日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）【脚注2】に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- ①振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務
- ②分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- ③その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第20条（解約）

- (1) この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その7営業日前までに当社所定の方法でその旨を当店にお申し出のうえ、解約の際にお客様が当社所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提

【脚注2】適格機関投資家、国、地方公共団体その他政令で定める者でない場合

出し、保護預り証券をお引取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条によるお客様からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (2) 保護預り証券は、お客様がお引取りになるまでは、この規定により当社がお預りしているものとします。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社からの解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様です。
 - ①お客様が手数料を支払わないとき
 - ②お客様について相続の開始があったとき
 - ③お客様等がこの規定に違反したとき
 - ④お客様が第26条に定めるこの規定の変更に同意しないとき
 - ⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - ⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - ⑦やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (4) 前項による振替債等の引取り又は振替え手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払ください。
- (5) 当社は、前項の不足額を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第21条（解約時の取扱い）

前条第3項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第22条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第23条（公示催告等の調査）

当社は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

第24条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止）

この契約によるお客様の保護預りに関する権利及びこの通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。

第25条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第18条第1項による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

- ③依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可効力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により保管施設又は記録設備の故障等が発生したため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第16条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第22条の事由により、当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第26条（規定の変更）

この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときには変更することがあります。なお、変更の内容がお客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取扱います。

第27条（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）

有価証券の無券面化を柱とする振替法に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づき振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

以 上

普通預金規定

1. (預入れ、払戻しのできる店舗)

この預金は、取扱店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は受入店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当社所定の請求書にお届けの印章（または署名）により記名押印（または署名）して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当社所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として毎年2月と8月の当社所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、翌日この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、暗証、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって届出てください。
- (2) 前項の印章、暗証、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。
- (5) この預金口座の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

8. (印鑑照合)

この預金に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）をお届けの印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、本人が個人の場合、本人は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 本人が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当社に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ②当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であることおよび本人に過失（重過失を除く）があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当すること

- A 当該払戻しが本人の重大な過失により行われたこと
- B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、また家事使用人によって行われたこと
- C 本人が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当社が当該預金について本人に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、本人が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当社が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当社が第2項の規定により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して本人が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、申出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④法令で定める本人確認等の確認事項が偽りである場合
 - ⑤①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告を

したことが判明した場合

- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ただし、借入金

等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (権利の消滅)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、当社は、この預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の休眠預金等とは、預金に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第16条および第17条によります。

16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当社が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限り、)当該入出金が行われた日または当該入出金が行われなことが確定した日
 - ② 総合口座取引規定にもとづく他の預金等(ただし、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に限り、)について、当該預金等について将来における当該預金等に係る債権の行使が期待される事由として定められた事由が生じたこと
他の預金等に係る当該事由に係る規定にて定める日

17. (休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

- (1) 第15条第1項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合にお

いて、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(2) 預金者は、第15条第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）

③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上

普通預金（無利息型）規定

普通預金（無利息型）については、次の規定によるものとし、利息に係る規定以外につきましては、普通預金規定により取扱います。

1.（利息）

この預金については、利息をつけないものとします。

以 上

キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」という。）は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当社および当社がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して普通預金を払戻す場合。
- (2) 当社および当社がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務についても提携した提携先（以下「一部提携先」という。）の現金自動預入機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預入機」という。）を使用して普通預金に預入れる場合。
- (3) 当社の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。）を使用して普通預金を払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。
- (4) 当社の預入機を使用して、現金を総合口座取引規定第1条に規定するヒットおよび定期預金（自由金利型定期預金は対象外とする。）に預入れる場合。この場合、預入機による預入れは、預入機の機種により当社が定めた種類の紙幣および硬貨に限るものとし、1回あたりの預入れは、当社が定めた枚数による金額の範囲内とします。
- (5) 届出の暗証とともに当社の預入機を使用して、同一の総合口座における総合口座取引規定第5条に規定する取引（通帳およびキャッシュカードによる振替取引等）を行う場合。
- (6) その他当社が定めた取引を行う場合。

2. (支払機による普通預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して普通預金を払戻すときは、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタン等により正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の支払機による払戻しは、支払機の機種により当社（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当社（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額または、当社（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの払戻しは当社が定めた金額の範囲内とします。

- (3) 当社および提携先の支払機により払戻す場合に、払戻金額と第6条第3項に規定する支払機利用に関する手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、その払戻しはできません。

3. (預入機による普通預金の預入れ)

- (1) 預入機を使用して普通預金に預入れるときは、預入機の画面表示等の操作手順に従って、預入機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、一部提携先の預入機では通帳はご利用いただけません。
- (2) 前項の預入機による預入れは、預入機の機種により当社（一部提携先の預入機使用の場合は、その一部提携先）が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当社（一部提携先の預入機使用の場合は、その一部提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。

4. (預入機による定期預金等の預入れ)

- (1) 当社の預入機を使用して定期預金等に預入れるときは、預入機の画面表示等の操作手順に従って、預入機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 前項の預入機による預入れは、当社所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当社所定の枚数による金額の範囲内とします。

5. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して普通預金を払戻し、その払戻金を振込資金として振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通預金の払戻しについては通帳および払戻請求書の提出の必要はありません。
- (2) 振込機を使用して振込の依頼をする場合には、振込金額、第6条第3項に規定する振込機利用に関する手数料金額および第6条第5項に規定する振込手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、その振込はできません。

6. (預入機、支払機および振込機利用に関する手数料等)

- (1) 当社および一部提携先の預入機を使用して普通預金に預入れる場合には、当社および一部提携先の所定の預入機利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 前項の預入機利用に関する手数料は、預金の預入れ時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、一部提携先の預入機利用に関する手数料は、当社から一部提携先に支払います。
- (3) 当社および提携先の支払機、または当社の振込機を使用して普通預金を払戻す場合には、当社および提携先の所定の支払機・振込機利用に関する手数料をいただきます。
- (4) 前項の支払機・振込機利用に関する手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の支払機利用に関する手数料は、当社から提携先に支払います。
- (5) 当社の振込機を使用して振込を依頼する場合には、当社所定の振込手数料を振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしでその払戻しをした当該預金口座から自動的に引落します。

7. (代理人による普通預金・定期預金等の預入れ、普通預金の払戻しおよび振込)

- (1) 代理人による普通預金・定期預金等の預入れ、普通預金の払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当社は代理人のためのカード（以下「代理人カード」という。）を発行します。
- (2) 代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

8. (預入機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預入機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当社本支店の窓口でカードにより普通預金に預入れることができます。なお、一部提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口

- 営業時間内に限り、当社が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当社本支店の窓口でカードにより普通預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当社所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードと当社所定の本人確認書類を提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、第2項に定める条件に従った上で、前項に定める手続きに加えて振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

9. (カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含む。以下同じ。）、第6条に規定する預入機、支払機および振込機利用に関する手数料等金額の通帳記入は、通帳を当社の預入機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用されたときまたは当社本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

10. (届出事項の変更、カード偽造・紛失・盗難の届出、カード再発行等)

- (1) 氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当社所定の方法によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、暗証については、当社の預入機・支払機により変更できます（この場合、届出は不要です）。
- (2) カードを紛失（盗取以外の原因によりカードを失うこと。以下同じ。）し、または盗取された場合には、直ちに本人から当社所定の書面によって届出てください。また、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合にも、同様に直ちに本人から当社所定の書面によって届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる普通預金の払戻しと振替取引等の停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第12条および第13条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) 前項の届出の前に本人から電話による通知があった場合も前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって届出てください。
- (4) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

11. (カード・暗証の管理等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日、電話番号、住所の地番、自動車のナンバー等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、定期的に変更する等、他人に知られないよう管理してください。
- (2) 当社は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的記録が、当社が本人に交付したカードの電磁的記録と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認のうえ、預金の払戻し、あるいは振替取引等を行います。この場合、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第12条および第13条に定める場

合を除き、当社および提携先は責任を負いません。

- (3) 当社の窓口においてカードと当社所定の本人確認書類の提示を受け取扱いました場合には、そのために生じた損害については、当社および提携先は責任を負いません。

12. (偽造カード等による払戻し等)

(1) 偽造または変造カードによる不正な払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当社が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について、当社の調査に協力するものとします。

(2) 前項は、前条第3項により、窓口でなされた払戻しには適用されません。

13. (盗難カードによる払戻し等)

(1) 本人が個人の場合であって、カードを盗取され、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号の全てに該当する場合、本人は当社に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）の補てんを請求することができます。

①カードの盗難に気付いてからすみやかに、当社への通知が行われていること

②当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③当社に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意により行われたことを当社が証明した場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが不正に行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失（重大な過失を除く）があることを当社が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項第1号にかかる当社への通知が、盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定に係わらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが不正に行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。

A 本人に重大な過失があること

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。介護ヘルパーなどを含まない。）によって行われたこと

C 本人が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗取された場合

(5) 本条は、第11条第3項により窓口でなされた払戻しには適用されません。

14. (預入機・支払機・振込機の操作等)

当社の預入機・支払機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、一部提携先の預入機および提携先の支払機を使用した場合の当社、一部提携先および提携先の責任についても同様とします。

15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当社国内本支店に返却してください。なお、当社普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社国内本支店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社の窓口において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第16条に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当社普通預金規定、総合口座取引規定および振込規定により取扱います。

以 上

ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（ICチップが搭載されたキャッシュカードで、従来のキャッシュカードの機能に加え、一般社団法人全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当社所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICキャッシュカード機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当社キャッシュカード規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関しては当社キャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用する語句は、この特約において定義するもののほかは当社キャッシュカード規定の定義に従います。

2. (ICキャッシュカードのご利用)

ICキャッシュカード機能は、この機能の利用が可能な、預入機・支払機・振込機（以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）で利用することができます。

3. (ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取扱い)

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICキャッシュカード機能の利用はできません。

4. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICキャッシュカード機能の利用はできません。この場合、直ちに本人から当社所定の書面によって届出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じて、当社は責任を負いません。

5. (1日あたりの利用限度額)

当社は、ICキャッシュカードの1日あたりのご利用限度額（ICキャッシュカードにおける払戻し、振込、口座振替の合計額）について、ICキャッシュカード機能を利用した場合と、ICキャッシュカード機能を利用しない場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

以上

当社が契約している指定紛争解決機関

■一般社団法人信託協会

連絡先 信託相談所

電話番号 0120 - 817335 または 03 - 6206 - 3988

■一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570 - 017109 または 03 - 5252 - 3772

投資信託約款規程集

投資信託受益権に関する取引規程……………	1
投資信託振替決済口座管理規程……………	4
定期定額購入取引規程……………	14
特定口座に係る上場株式等保管委託約款…	16
特定口座に係る上場株式配当等 受領委任に関する約款……………	20
非課税上場株式等管理及び 非課税累積投資に関する約款……………	23
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に 関する約款……………	34
自動けいぞく(累積)投資規程……………	49

投資信託受益権に関する取引規程

第1章 取 引

第1条（規程の趣旨）

この規程は、投資信託受益権に関する取引（取扱を含む。以下同じ。）について、お客様と三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条（利用可能取引）

お客様は、この規程に基づいて投資信託受益権に関する次に掲げる取引（以下「利用可能取引」といいます。）をご利用いただけます。

- ① 第2章に定める振込先指定方式による取扱い
- ② 第3章に定める取引残高報告書方式による取扱い
- ③ 当社が別に取扱を定める累積投資取引（定期引出契約の締結を含む）
- ④ 当社が別に取扱を定める投資信託振替決済口座による取扱い

第3条（申込方法等）

- (1) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上署名し、これを当社国内の本・支店に提出することによって、利用可能取引を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り、利用可能取引を開始することができます。お客様が利用可能取引を申し込んだ場合、前条第1号、第4号の取引を必ず申し込むものとします。
- (2) お客様には申込時に当社所定の印鑑届により印鑑、住所、氏名等を届出いただきます。

第2章 振込先指定方式

第4条（振込先指定方式）

振込先指定方式とは、本規程に基づいてお預りするお客様の口座内のすべての受益権に関する取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様のあらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む方式をいいます。

第5条（指定預金口座の取扱）

指定預金口座は原則として当店のお客様名義の普通預金口座または当座預金口座としていただきます。

第6条（指定預金口座の変更）

指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出ていただきます。

第3章 取引残高報告書方式

第7条（取引残高報告書方式）

取引残高報告書方式は、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する方式をいいます。

第8条（取引残高報告書の取扱・定期交付）

- (1) 当社は、お客様とのお取引が生じた場合（お取引がないときは当社所定の時期）に、当該投資信託受益権にかかる取引明細および投資信託受益権の預り残高を記載した取引残高報告書を3か月毎（3月・6月・9月・12月）に当該月末現在で作成し、送付します。当書類は、照合通知書を兼ねることとします。
- (2) お客様は、当社から取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、残高明細を記載した回答書を同封させていただいた場合は、当社に必ず当該回答書をご返送ください。
- (3) 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当社取引店の内部管理責任者にご連絡ください。取引残高報告書を送付させていただきました後、15日以内にご連絡がなかった場合、当社はその記載事項すべてについて承認いただいたものとして取扱うことができるものとします。

第9条（都度交付）

取引残高報告書の交付を定期的ではなく、都度交付する場合、当社所定の書類によりお申し出ください。

第4章 雑 則

第10条（契約期間等）

投資信託振替決済口座管理規程第4条に定める取扱いといたします。

第11条（届出事項の変更）

投資信託振替決済口座管理規程第12条に定める取扱いといたします。

第12条（解約等）

投資信託振替決済口座の解約は投資信託振替決済口座管理

規程第17条、第18条に定める取扱いといたします。

第13条（免責事項）

投資信託振替決済口座管理規程第20条に定める取扱いといたします。

第14条（規程の変更）

この規程は法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。

なお、変更の内容が、お客様の従来の特権を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規程の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以 上

投資信託振替決済口座管理規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条（振替決済口座）

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。
- (2) 当社は、お客様から当社所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。
- (3) 振替決済口座は、この規程に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規程の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第3条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受

けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条（契約期間等）

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当社への届出事項）

当社所定の印鑑届に押なつされた印影及び記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第6条（振替の申請）

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑥ 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

- ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ 償還日
 - ヘ 償還日翌営業日
- ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。
- ① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - ② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- (3) 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があっ

た銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合、正しく手続きが行われられないことがあります。

- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第8条（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条（償還金、解約金及び収益分配金の受入れ等）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第11条（連絡事項）

- (1) 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
- ① 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）
 - ② 残高照合のための報告
- (2) 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取引店の内部管理責任者に直接ご連絡

絡ください。

- (3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定に基づき特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定投資家とみなされる者をいいます。）である場合かつ、当該お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

第12条（届出事項の変更）

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。
- (2) 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。
- (4) 成年後見人等の届出については、以下の各号の規定に従うものとします。
 - ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届け下さい。
 - ④ 前3号の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届け下さい。

- ⑤ 前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (5) 振替決済口座の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。

第13条（口座管理料）

- (1) 振替決済口座の管理料（以下「口座管理料」といいます。）は、別紙記載の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年3月の当社所定の日にお客様が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。
- なお、当初契約期間の口座管理料は契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。
- (2) 口座管理料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合又は投資信託受益権のすべてが償還された場合は、解約日又は償還日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割により返戻します。
- (4) 当社は、お客様が指定した預金口座に口座管理料に相当する金額がない場合は、第10条より当社が受け取る投資信託受益権の償還金、収益分配金、又は換金代金等（以下「償還金等」といいます。）から口座管理料に充当することができます。

第14条（当社の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条（複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- ① 銘柄名称
- ② 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）
- ③ 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数

第16条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1) 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が指定販売会社となっていない銘柄その他の当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第17条（解約等）

- (1) 振替決済口座は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当社所定の日までに当社所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当社所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、金銭によりお返しすることがあります。第4条によるお客様からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- (2) 前項にかかわらず、当社所定の期間については、振替決済口座の解約をすることはできません。
- (3) 投資信託受益権は、お客様が他の口座管理機関へお振替するまでは、この規程により当社が管理しているものとします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの口座を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定

の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、金銭によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客様が手数料を支払わないとき
 - ② お客様について相続の開始があったとき
 - ③ お客様がこの規程に違反したとき
 - ④ 口座残高がない場合
 - ⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - ⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - ⑦ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (5) 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第4項に基づく償還金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (6) 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落することができるものとします。この場合、第13条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第18条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行なったうえ、金銭により返還を行ないます。

第19条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又

は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

- ③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等のお客様が指定した預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第21条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託業者からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- ③ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規程の規定により管理すること

第22条（規程の変更）

この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以 上

(別紙)

第13条第1項の振替決済口座の管理料は無料とします。

以 上

定期定額購入取引規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、毎月お客様が指定する日（以下「引落指定日」といいます。）に、お客様があらかじめ指定した金額（以下「指定金額」といいます。）を、引落指定口座から引落し、お客様が指定する自動けいぞく（累積）投資銘柄の投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）を取得する取引に関する取り決めです。

この取引を定期定額購入取引（名称『<三菱UFJ信託>の「とうしんつみたて」（投資信託積立サービス）』）と呼びます。

第2条（取得代金等の引落）

- (1) 引落指定口座とは、投資信託受益権に関する取引規程第2章に定めるお客様の指定預金口座とします。
 - (2) 定期定額購入取引を申し込まれる場合は、指定金額は1万円以上1,000円単位（累積投資勘定における定期定額購入取引の場合は1,000円以上1,000円単位）の金額とし、指定金額はお客様の指定預金口座からの預金の引落によりお支払いいただきます。
 - (3) 前項の預金の引落にあたっては、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、通帳および払戻し請求書の提出または小切手の振出は不要とし、当社所定の方法で行うものとします。
 - (4) 指定金額の引落の結果、お客様の引落口座が貸越になる場合は、引落は行いません。
 - (5) 同一日に定期定額購入取引により複数銘柄の引落を行う場合、当該銘柄の指定金額の合計額の引落ができないときは、すべての銘柄について引落を行いません。
- 上記(4)、(5)の場合および引落指定口座の残高不足等の理由で指定金額の引落しが成立しなかった場合は、当社からお客様への通知は特にいたしません。

第3条（取得方法、時期および引落金額）

- (1) 引落指定日が当社の休業日に当る場合は翌営業日に引落します。
- (2) 引落日においてお客様の指定預金口座からの指定金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当社がお預りし、ただちに累積投資約款の定めに従い当該銘柄の受益権の取得を行います。ただし指定預金口座の残高が引落日において指定金額に満たないときは、指定金額の引落は不成立となり、当該振込日の属する月における受益権の取得は行われないものとします。
- (3) 引落指定日が当該銘柄の取得申込の受付を行わない日で

ある場合は、当該日以降で当該銘柄の取得申込の受付が可能になる営業日を引落日とします。

- (4) 指定金額には、当該累積投資銘柄の取得代金に加えて、それに係る所定の手数料および消費税等を含みます。

第4条（申込事項の変更・解約、成年後見人等に関する届出等による取引の休止）

- (1) お客様は、引落日の2営業日前までに所定の手続によって当社に申し出ることにより、定期定額購入取引の契約内容の変更・解約を行うことができます。
- (2) 当社が本取引を営むことができなくなった場合、当社は本取引を休止または解約いたします。
- (3) お客様から成年後見人等の届出が当社に行われた場合、およびお客様に相続の開始があったことを当社が知った場合は、当社は速やかに以降のお客様の定期定額購入取引を休止いたします。

第5条（この規程の変更）

この規程は法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときに改定されることがあります。

以 上

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

お客様が当社に特定口座の開設を申し込むにあたっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

3 お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

4 お客様は、当社に対し複数の特定口座を開設することはできません。

5 お客様に住所変更、住居表示変更、改姓名、取扱店舗変更、個人番号変更があった場合は、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

当社は、上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第4条（所得金額の計算）

当社は、特定口座における上場株式等の譲渡損益計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。ただし、お客様がすでに一般口座で保有している上場株式等は特定口座に移管できません。また、お客様が一般口座で保有している上場株式等を課税預りとして追加購入する場合、一般口座での購入となります。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- ② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り）により取得した上場株式等
- ④ お客様が、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ⑤ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑥ お客様が、特定口座内保管上場株式等について生じた次に掲げる事由により取得した上場株式等で、当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - イ 投資信託の併合
 - ロ その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第7条（源泉徴収）

当社は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。その場合、譲渡損益にかかる税金及び還付金は、以下の通りといたします。

- ①投資信託においては、投資信託振替決済口座設定申込書にて当社に届け出済みの投信決済口座において引落とし、または入金いたします。
- ②MUFGファンドラップにおいては、投信決済口座にはファンドラップ預り金管理口座を含みます。
- ③公共債、資産運用口座においては、別途締結している契約に基づき、指定の決済口座において引落とし、または入金いたします。

2 上場株式等の譲渡を外貨決済により行った場合の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第8条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

- ②に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

第10条（相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

- ④に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第三号又は第四号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

第11条（年間取引報告書の送付）

当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。

2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。

3 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

4 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。

第12条（特定口座に係る事務）

特定口座に関する事項の細目については、関係法令及びこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第13条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

第14条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第15条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。

以 上

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の国内の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本・支店に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。

- ① 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- ② 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- ③ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日（決算日）までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配

当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。提出した場合、配当等と譲渡損失との損益通算にかかる還付金は、以下の通り入金いたします。

- ① 投資信託においては、当社に届け出済みの投信決済口座
- ② 公共債、資産運用口座においては、別途締結している契約に基づく指定の決済口座

2 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日（決算日）までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- ② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

第7条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。

以 上

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号及び第4号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託約款規程集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)

お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限ります。）、「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）又は「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定若しくは累積投

資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。

2 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」又は「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合

非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合

非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受領することができません。

6 当社は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客様

に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

7 2017年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

第3条（非課税管理勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」又は「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積

投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」又は「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

第3条の3（累積投資勘定における上場株式等の購入）

累積投資勘定における上場株式等の購入については次の各号すべてに該当する場合に申込みできるものとします。

- ① 定期定額購入取引（名称『<三菱UFJ信託>の「とうしんつみたて」（投資信託積立サービス）』）による申込みであること
- ② 三菱UFJ信託ダイレクトの会員であること
- ③ 以下に定める交付物について電子交付サービスの利用設定がされていること
 - ・取引報告書
 - ・収益分配金のご案内
 - ・収益分配金再投資のご案内
 - ・取引残高報告書

第4条（非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理）

非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

第5条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社国内の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本・支店に保管の委託がされるもの）に限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31

日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社国内の本・支店に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類

する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、のみを受け入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等

第6条 (譲渡の方法)

非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社国内の本・支店を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社国内の本・支店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社国内の本・支店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座か

ら他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客様から当社が定める期日までに当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客様が当社に特定口座を開設しており、当社が定め

る期日までに前記①「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出がなかった場合（ただし、後記③・④・⑤の場合を除く） 特定口座への移管

- ③ お客様が当社に特定口座を開設しており、当社が定める期日までに前記①「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出がなく、非課税期間が満了する銘柄と同一の銘柄を一般口座で保有している場合

当社は、お客様が当社に対して、租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号の「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出したものとみなし、一般口座へ移管

- ④ お客様が当社に特定口座を開設しているが、当社が定める期日までに租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号の規定により「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 一般口座への移管

- ⑤ お客様が当社の特定口座を資産運用口座で使用されていた場合 一般口座への移管

- ⑥ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第8条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客様が当社に特定口座を開設していた場合（ただし、後記②・③・④の場合を除く） 特定口座への移管

- ② お客様が当社に特定口座を開設しており、非課税期間が満了する銘柄と同一の銘柄を一般口座で保有している場合

当社は、お客様が当社に対して、租税特別措置法施行令第25条の13第18項により読み替えて準用する同条第8項第2号の「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出したものとみなし、一般口座へ移管

- ③ お客様が当社に特定口座を開設しているが、租税特別措置法施行令第25条の13第18項により読み替えて準用する同条第8項第2号の規定により「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 一般口座への移管

- ④ お客様が当社の特定口座を資産運用口座で使用されて

いた場合 一般口座への移管

- ⑤ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。

ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。

- ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
- ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）

お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする

る場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

2 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が定める期日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

3 2024年1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

第11条（非課税口座取引である旨の明示）

お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限り）。

2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第12条（契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をし

た者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

第13条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第14条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。

附則

この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。

以 上

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

第1章 総 則

第1条（約款の趣旨）

この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 当社は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。

3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託約款規程集」「約款・規定集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）

お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22

項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。

2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社又は他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。

3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたもの)に限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定

する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

第4条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
- イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの
 - ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当

該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第6条（譲渡の方法）

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の国内の本・支店を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条（課税未成年者口座等への移管）

未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
 - イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
 - ② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- 2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並び

に前項第1号口及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

- ① お客様が当社に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設している場合（ただし、後記②・③・④の場合を除く） 特定口座への移管
- ② 当社に特定口座を開設しており、非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等の銘柄と同一の銘柄を一般口座で保有している場合
当社は、お客様が当社に対して、租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項の「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出したものとみなし、一般口座へ移管
- ③ 当社に特定口座を開設しているが、租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項の規定により「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 一般口座への移管
- ④ お客様が当社の特定口座を資産運用口座で使用されていた場合 一般口座への移管
- ⑤ 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）

非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条

第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の国内の本・支店を經由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと

- イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡
- ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡
- ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
- ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
- ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡

- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を經由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

第9条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

第10条 (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定す

る非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第11条 (出国時の取扱い)

お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

第12条 (課税未成年者口座の設定)

課税未成年者口座(お客様が当社に開設している特定口座又は預金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

第13条 (課税管理勘定における処理)

課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号

の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

第14条（譲渡の方法）

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の国内の本・支店を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われる方法により行うこととします。

第15条（課税管理勘定での管理）

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

第16条（課税管理勘定の金銭等の管理）

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の国内の本・支

店を經由して行われぬものに限りまゝ。) 又は贈与をしないこと

- イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡
- ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限りまゝ。)による譲渡
- ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
- ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
- ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡

- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第17条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第18条 (重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定期間がある場合)

お客様が課税未成年者口座を構成する特定期間を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定期間以外の特定期間があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定期間を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される特定期間に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定期間が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定期間以外の特定期間に移管します。ただし、当該特定期間以外の特

定口座と同一顧客番号の一般口座に同一上場株式等を保有している場合は、課税未成年者口座内の一般口座へ払出いたします。

また移管後の上場株式等の分配金受取方法は再投資となります。ただし移管先口座に同一上場株式等を保有している場合は、移管先口座の上場株式等に設定された受取方法と同様となります。

第19条（出国時の取扱い）

お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第14条及び第18条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

第20条（課税未成年者口座への入出金処理）

お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

- ① お客様名義の預貯金口座および信託口座からの入金
- ② お客様名義の他社の振替決済口座からの入金
- ③ 現金での入金（依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります。）

2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は上場株式等に係る有価証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

- ① お客様名義の預貯金口座への出金
- ② 現金での引出（窓口で行うものに限ります。）
- ③ お客様名義の振替決済口座への移管

3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様（成人されている場合に限ります。）及びお客様の法定代理人に限ることとします。

4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は上場株式等に係る有価証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

第5章 代理人による取引の届出

第21条（代理人による取引の届出）

お客様が未成年者の場合、当社は、未成年者口座及び課税未成年者口座における上場株式等の取引は、お客様の法定代理人が、当社所定の書面および方法により届け出た代理人

(以下、「運用管理者」といいます。)とのみ行います。運用管理者は、お客様の法定代理人または2親等以内の者のうち1名に限るものとします。

2 前項により届け出た運用管理者を変更しようとする場合には、当社所定の書面および方法により、あらかじめ当社に対して、運用管理者の変更の届出を行っていただく必要があります。当該変更の届出の前にお客様に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

3 お客様およびその法定代理人は、次の場合、速やかに当社に届け出てください。当該届出の前にお客様に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

- ① 運用管理者について届け出た情報に変更があったとき
- ② 運用管理者が死亡したとき
- ③ 運用管理者について、家庭裁判所の審判により、後見、保佐もしくは補助が開始された場合、または任意後見監督人の選任がされた場合
- ④ 運用管理者が法定代理人である場合で、その法定代理人の地位に変更があったとき
- ⑤ お客様が結婚したとき

4 前項第2号から第5号の届出があった場合、当社は、運用管理者の登録を解除するものとします。

5 第3項第2号から第4号の場合には、お客様の法定代理人は、速やかに、運用管理者の届出を行ってください。

6 運用管理者あての郵便物が返戻された場合および運用管理者の地位に関してお客様の法定代理人から異議申立てがあった場合、当社は、運用管理者との取引を停止いたします。また、運用管理者の代理権に疑義が生じた場合等、当社が運用管理者と取引を行うことに支障があると判断した場合には、運用管理者との取引を停止する場合があります。

7 お客様が成年に達した場合、運用管理者の任務は終了します。

第22条（法定代理人の変更）

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行うとともに、当社所定の手続きを行っていただく必要があります。

2 当社は、必要に応じて、お客様の法定代理人の代理権を確認できる資料の提出を求める場合があります。提出いただくまでは、法定代理人や運用管理者による手続きの受付を停止する場合があります。

第6章 その他の通則

第23条（取引残高の通知）

当社はお客様が15歳に達した場合には、未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

第24条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）

お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。また、約定金額が非課税投資枠を超過した場合、当該超過分は課税未成年者口座での受け入れになります。

2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様が当社の未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したのから譲渡することとさせていただきます。

第25条（基準年以降の手続き等）

基準年に達した場合には、当社はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

第26条（非課税口座のみなし開設）

2017年から2023年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の国内の本・支店において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第37条の14第5項第6号

に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

第27条 (本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

第28条 (合意管轄)

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第29条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定される

ことがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。

附則

この約款は、2019年1月1日より適用させていただきます。

以 上

自動けいぞく(累積)投資規程

第1条 (規程の趣旨)

この規程は、お客様と三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、証券投資信託受益権（以下「投信」といいます。）の累積投資に関するとりきめです。

当社は、この規程に従って投信の累積投資の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条 (申込方法)

- (1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを当社国内の本・支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって各銘柄ごとに契約（以下「当該契約」といいます。）を申し込むものといたします。
- (2) 前項の契約が締結されたときは、当社は直ちに各銘柄ごとに累積投資口座を設定いたします。なお、当社所定の印鑑届により当社に提出されている印影をもって、当社への届出印といたします。

第3条 (金銭の払込)

お客様は、前条により設定された累積投資口座にかかる銘柄の投信（以下「当該投信」といいます。）を取得するため、1回の払込につき10万円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができます。ただし、当社はこれと異なる払込単位を定めることができます。

第4条 (取得の時期および価額)

- (1) 当社は、お客様から当該投信取得の申込みのあったときは、当該投信の目論見書の定めに基づき遅滞なく当該投信の取得を行います。ただし、当該投信の目論見書において取得申込日に制限が設けられている場合は、その定めに従います。
- (2) 前項の取得価額は、当該投信の目論見書の定めによるものとします。なお、当社は当該投信の目論見書に定める所定の手数料および手数料に対する消費税を加えた金額を払込代金の中から申し受けます。
- (3) 取得された当該投信の所有権並びにその元本または果実に対する請求権は、その取得があった日からお客様に帰属するものといたします。

第5条 (受益権の管理)

- (1) この契約によって取得された当該投信は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）、投資信託振替決済口座管理規程に基づいて管理いたします。

- (2) 当社は、当該管理にかかる当該投信につき、管理料を申し受けることがあります。

第6条（果実の再投資）

- (1) 前条の管理にかかる当該投信の果実は、お客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の累積投資口座に繰入れ、原則としてその全額をもって決算日の価額により当該投信を取得します。なお、この場合、取得の手数料は無料といたします。
- (2) 当社は、お客様の申し出により、当該投信の果実について、定期引出契約（以下「定期引出」といいます。）を締結することができるものとします。この場合、前項にかかわらず、お客様に代わって当社が受領した当該投信の果実については、その全額より税金等を差引いた金額をお客様の指定預金口座に自動的に入金します。
- (3) 当社は、お客様の申し出により、前項の定期引出を停止することができるものとします。この場合、当該投信の果実は、第1項のとおり取り扱うことといたします。
- (4) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを取引店に提出することによって定期引出、若しくは定期引出の停止を申し込むものといたします。

第7条（返還）

- (1) お客様は、いつでも当社を通じて自己の保有する当該投信またはその果実の返還を請求することができます。ただし、当該投信の目論見書において返還の申込日に制限が設けられている場合には、その目論見書の定めに従います。
- (2) 当社は、お客様から前項の返還の請求を受けたときにこれを換金し、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、当該投信の目論見書の定めによるものとします。
- (3) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとします。

第8条（解約）

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。
- ① お客様から解約のお申し出があったとき
 - ② お客様の累積投資口座の残高が無くなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該累積投資口座において受益権の買付が行われなかったとき
 - ③ 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ④ 受益権が償還されたとき
- (2) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく前条に準じて管理中の当該投信およびその果実を返還いたします。

第9条（届出事項の変更・成年後見人等の届出等）

- (1) 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は、遅滞なく当社にお申し出のうえ、当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2) 成年後見人等の届出については、以下の各号の規定に従うものとします。
 - ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。
 - ④ 前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - ⑤ 前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第10条（その他）

- (1) 当社は、当該契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 届出印の押印された所定の受領書と引換えに、当該契約に基づく当該投信またはその果実を返還した場合
 - ② 印影が届出印と相違するため当該契約に基づく当該投信またはその果実を返還しなかった場合
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、当該契約に基づく当該投信の取得、若しくは当該投信またはその果実の返還が遅延した場合
- (3) 当該契約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。

以 上

（別紙）

第5条第2項の累積投資口座にかかる銘柄の投信管理料は無料とします。

以 上

